

TPP神話をこえて

—高知の視座からの分析—

2015 年度

高知大学人文学部 国際社会コミュニケーション学科

岩佐和幸ゼミナール

発刊にあたって

本書は、高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科・岩佐和幸ゼミナールの2015年度調査報告である。本ゼミナールでは、グローバル化がもたらす様々な影響について、身近なモノ／地域を題材にしたフィールドワークを基に共同研究を行っている。今年度はTPP（環太平洋連携協定）をテーマに取り上げ、高知の視座からこの問題にアプローチすることにした。

周知のとおり、TPPは、昨年10月に大筋合意に達し、今年2月4日には加盟各国による協定文への署名が行われた。今後は、各国議会において、批准に向けた論戦・手続が行われる予定である。しかし、注意しなければならないのは、署名が終わった今も、TPPの全貌が依然明らかにされてはいないということである。この間の交渉過程は、少数の担当官による秘密主義で貫かれてきたが、大筋合意後も、協定締結の前提となる協定文書・附属書・二国間合意文書の正式な日本語版すら、未だに公表されていないのである。

そもそもTPPは、全30章からなる条文構成が示すように、関税障壁＝国外との「壁」の撤廃のみならず、食品安全や医療、労働、投資、政府調達、環境等に関する幅広い国内制度・規制＝内なる「壁」の平準化・撤去を目指すものである。しかも、加盟5カ国との7年後の関税再協議や、TPP委員会ならびに部会別小委員会を通じた一層の規制撤廃の促進、多国籍企業が国家を訴えることを可能にするISDS条項（投資家対国家の紛争解決手続）に象徴されるように、単なる貿易自由化にとどまらず、多国籍企業のための切れ目のないビジネス環境創出に向けて「国のかたち」を改変し、国家主権や民主主義を空洞化させる危険性を有している。したがって、TPP廃絶に向けた国境を越える反対運動の台頭や、基本的人権の侵害を警告する国連人権理事会専門家の声明等、TPPに対する懸念が世界各地でますます広がっているのである。にもかかわらず、日本では安倍政権が、政権獲得前に公言していた選挙公約をかなぐり捨て、国会決議までも反故にしながら、発効に向けた「強行突破」を続けている。そして、国民に対しては、経済成長幻想と「TPP対策」を口実に、TPPがあたかも避けては通れない道であるかのような「神話」を振りまいている。

本書では、こうした「TPP神話」を3つの観点から解説し、その実態に迫っている。第1に、「TPPで輸出拡大／経済成長」神話である。TPPの経済効果について、政府は複数回試算を公表しているが、いずれも既存の経済構造を不変とし、過度の期待を織り込んだ恣意的な仮定に基づくものであるため、その信憑性が疑われている。それに対して、第I部では、経済効果の中でも関税／貿易に焦点を当てて分析を行っている。ここでは非現実的な仮定に基づくシミュレーションの手法はとらず、加盟11カ国との過去の貿易実績を具体的に分析し、そこから将来の貿易動向を占っている。分析結果からは、日本の貿易黒字は減少傾向にあり、今後もその趨勢は続くことが予想されること、EPA加盟国との輸出拡大効果は検出できず、TPP発効後に輸出の拡大が確実に保証されるわけではないこと、中小企業・地場産地では輸出機会の拡大よりもむしろ輸入拡大インパクトに晒されるリスクが高いこと等が明らかにされている。

第2に、「TPPで農業新時代」神話である。最大の焦点の1つである農業について、政府はTPPによる「強い農業」の構築や輸出拡大効果を強調するとともに、重要5品目に

限定した形で市場開放への万全の対策を唱えている。こうした政府の主張に対して、第Ⅱ部では、TPP 対策の「攻め」と「守り」の双方を批判的に検証している。ここでは、TPP が日本農業の息の根を止めるだけでなく、それをテコにした上からのアベノミクス農政改革によって農外資本を含む少数の大規模・法人経営が拡大・強化され、他面で多数を占める小規模家族経営や中山間地域の営農活動が切り捨てられること、しかし農業現場に目を向けると、創意工夫を凝らした多様な経営体が出現しており、地域固有の価値の再評価や規模・経営体の多様性の尊重、歴史・文化的蓄積の継承を軸とする現場のニーズがますます求められていることを、高知県内でのヒアリング調査を基に下から照射している。

第3に、「TPP = 農業問題限定」神話である。上で述べたように、TPP は貿易・農業問題にとどまらない。条文の大半は、制度・規制を変更する非関税障壁の撤廃で占められており、国内の政治・経済・社会のあらゆる領域に不可逆的な影響を及ぼすおそれがある。そこで第Ⅲ部では、非関税障壁=国内法制度の「壁」撤去の代表例として、医療に焦点を当てて検討している。ここでは、米国の「外圧」を背景に、政府が自由化・営利産業化に向けた医療制度改革を推し進めていること、TPP や TiSA（新サービス貿易協定）をテコに、医薬品高騰や薬事行政への外資の介入、外国人医療従事者の受入、国民皆保険の実質空洞化等が懸念されること、にもかかわらず、こうした問題の重大性について一般市民のみならず医療現場でも認識が希薄であること、TPP や医療政策には主権者＝患者の目線が欠如していること等を、高知県内の医療機関ヒアリングを通して浮き彫りにしている。

なお、今回の調査研究は、岩佐ゼミナール2・3年生13名が分担しながら取り組んだものである。TPP 自体が不透明かつ複雑であり、政策・制度については専門知識も問われるため、実際の分析作業は難航を極めた。しかも、現在進行中の事象であるため、時々刻々と変化する動きを追跡するだけでも一苦勞であった。それでも、難しい課題に対して果敢に挑戦し、自らの足を使って調べ、自らの頭で考え、最後に報告書の刊行まで無事漕ぎ着けることができた。こうした彼／彼女たちの1年間の頑張りに、大きな拍手を送りたいと思う。もっとも、課題の大きさに対する学生の力量不足に加えて、協定内容自体が未だベールに包まれているため、分析の手薄さや事実誤認等が散見されるかもしれない。大小にかかわらず、ご意見・ご感想等をお寄せいただけると幸いである。

最後になったが、今回の調査研究に際しては、関係諸氏の方々より、ヒアリングや資料提供等を通じて多大なご協力をいただいた。また、昨年9月7・8日に天狗荘で開催した北海学園大学大貝ゼミと愛媛大学宇都宮ゼミとの「山の上合同ゼミ」、ならびに12月26・27日に愛媛大学で開催された「大学間ゼミ研究交流集会」（愛媛大学・高知県立大学・高知大学・島根大学）では、参加学生・教員の方々より貴重なコメントをいただいた。さらに、本書刊行に際しては、高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科の「創造的研究に対する活動支援」の助成を受けた。以上、この場を借りて、御礼申し上げたい。

2016年2月

椰子の樹を仰ぐキャンパスにて

高知大学人文学部
国際社会コミュニケーション学科
教授 岩佐 和幸

目次

発刊にあたって

まえがき・・ 1

第Ⅰ部 貿易データからみる TPP の影響

はじめに・・	2
第1章 TPP の概要と様々な憶測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. TPP 大筋合意の概要 / 2. TPP の経済効果：政府試算の限界 / 3. 予想される影響：国内各種団体の意見	
第2章 TPP 加盟国との貿易の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1. TPP 加盟国との貿易の全体動向 / 2. 加盟国別の貿易構造	
第3章 TPP の影響予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	
1. 今後の貿易はどうか / 2. 中小企業・地場産業の輸出は拡大するか	
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	

第Ⅱ部 TPP と農業——高知から見た神話と現実——

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27	
第1章 TPP で何が起きるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27	
1. TPP 大筋合意の内容 / 2. TPP の影響予測	
第2章 安倍政権の農業政策と TPP 対策・・・・・・・・・・・・30	
1. 安倍政権の農業政策：「攻めの農林水産業」への転換 / 2. TPP 対策の発表 / 3. 安倍農政改革による影響	
第3章 高知の農業の実情とニーズ・・・・・・・・・・・・38	
1. 「天空の郷」を通じた中山間でのブランド米づくり：本山町・吉延営農組合 / 2. 山地酪農による持続可能型家族経営：南国市・斉藤牧場 / 3. 放棄地の再生と地域貢献型経営：南国市・JA 出資型法人南国スタイル	
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41	

第Ⅲ部 TPP と医療——産業化か、公共性か——

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43	
第1章 自由貿易協定と医療・・・・・・・・・・・・・・・・43	
1. TPP と医療分野への影響 / 2. TiSA と医療サービスへの影響	
第2章 日本の医療政策／米国の医療・・・・・・・・48	
1. 米国の医療市場開放要求 / 2. 日本の医療制度の改変 / 3. 医療の営利産業化の実態：米国の医療を例に	
第3章 営利産業化で揺れる医療の現場・・・・・・・・59	
1. TPP に関する医療関連団体の意見表明 / 2. 医療現場の声：高知県でのヒアリング調査を中心に	
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62	
編集後記と執筆分担・・・・・・・・64	
岩佐ゼミナール既刊報告書一覧・・・・・・・・66	

まえがき

2015 年 10 月、「TPP 大筋合意」の報道が、世間を騒がせた。安倍首相は、この大筋合意について、次のような旨の発言をしていた。「TPP 交渉への参加は、日本を成長させることができる。」この首相の発言の根拠とされているのが、TPP によって関税という「壁」が引き下げられることで国境を越えるバリューチェーンが作り出され、輸出も伸びて世界中の様々な商品を安く入手できるというシナリオである。貿易・投資が拡大し、経済効果が期待できるため、日本経済の成長につながるというのである。しかし、こうした主張は、どこまで信じられるだろうか。政府はメリットばかりを強調するものの、逆にデメリットも沢山あるのではないだろうか。

例えば、自由貿易によって最も影響を受ける分野が、農業である。関税が撤廃され、海外から安価な農産物が流入すれば、日本の農業・農家・農村は壊滅するだろう。同時に、農業で生計を立てている人の多い地方と、首都圏をはじめとする大都市との格差も、一層拡大するだろう。自然環境や景観、防災機能の面でも、悪影響が出ることになるだろう。

さらに大事な点は、TPP＝貿易問題・農業問題ではないということである。TPP の最大の狙いは、「非関税障壁」と呼ばれる各国の規制・制度の緩和・撤廃である。その代表例の 1 つが、医療分野である。仮に TPP が発効してしまえば、医薬品価格の高騰や国民皆保険制度の崩壊、医療分野での外国人医師・看護師への依存等、日本の医療制度の根幹が揺らぐおそれが、多くの識者によって指摘されている。

このように、TPP は、現在の日本の経済社会を根底から改造する、まさにドリルのような存在である。そして、この社会の主体として暮らしている私たちは、政府がこっそり進めてきた TPP を、そのまま黙って見過ごすわけにはいかないのである。そこで、本書では、貿易・農業・医療の 3 つに焦点を当てて、ベールの下に隠された TPP の真の姿に迫ってみたい。特に、TPP という上からの改革に対して、高知という地域での実態調査を通じて、その影響や真のニーズを下から逆照射してみたい。

第Ⅰ部では、貿易データ分析を通じて、TPP の影響について検討している。ここでは、非現実的な仮定ではなく現実のデータを分析しながら、政府の貿易効果を具体的に検証するとともに、将来予測についても試みる予定である。

第Ⅱ部では、TPP と農業の関係について考察している。ここでは、特に中山間地域の小規模経営が主体である高知県の視座から、TPP・アベノミクス農政改革の問題点と、それに代わる現場での真のニーズを、実態調査を通じて明らかにしている。

第Ⅲ部では、TPP が医療現場にもたらす影響について論じている。現在、医療は、TPP や TiSA（新サービス貿易協定）を中心とする自由貿易協定や、米国の「外圧」、国内の構造改革によって、大きく変わろうとしている。そこで、TPP や医療政策を追跡しつつ、医療現場への影響や意識を明らかにし、今後求められるポイントを提示している。

第 I 部 貿易データからみる TPP の影響

はじめに

安倍総理は、2015 年 10 月 6 日に行われた記者会見で、次のような発言をしている。「TPP は正に『国家百年の計』であり、私たちの生活を豊かにしてくれます。そして貿易に国境がなくなり、世界のバラエティーあふれる商品を安く手に入れることができます。TPP は私たちにチャンスをもたらします¹。」また、第 1 回 TPP 総合対策本部でも、「TPP はオープンで活力あふれる経済を創る、成長戦略の切り札であります……TPP のもたらすメリットは大きいのであります。工業製品については我が国から参加 11 ケ国への 19 兆円の輸出額の 99.9%の関税が撤廃されます。鯖江の眼鏡、今治のタオルなど地方の中堅中小企業の特産品の輸出の大きな後押しになります。輸入品の価格の低下により消費者の生活を豊かにしていきます²」と、メリットを繰り返している。政府広報でも、「経済連携は貿易自由化により、参加国の間では貿易拡大効果がある。TPP 交渉への参加は、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながる³」という説明がなされている。

果たして、政府のいうメリットは、どこまで正しいのだろうか。また、中小企業や地場産地を含めた輸出拡大は、どこまで可能なのだろうか。第 I 部では、政府の輸出拡大効果を具体的に検証してみたい。その際、本書では、政府試算の空想的な仮定とは異なり、TPP 加盟国との過去の貿易実績を分析し、それを基に将来予測を試みる予定である。

以下では、第 1 章で TPP をめぐる全体像を紹介した上で、2 章以下で TPP 加盟国との貿易動向を詳しく分析し、今後の方向性を占ってみたい。

第 1 章 TPP の概要と様々な憶測

1. TPP 大筋合意の概要

まず、日本政府が公表している大筋合意の内容について紹介する。

日本が輸入する農林水産品と工業製品を合わせた輸入品全体の 9018 品目のうち、最終的に 95.1%に当たる 8575 品目で関税が撤廃されることが合意された。この数値は、日豪 EPA の水準（93.7%）を抜いて過去最高水準となる。このうち、日本が輸入する農林水産品は、

¹ 首相官邸ウェブサイトを参照

(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/1006kaiken.html)。

² TPP 総合対策本部ウェブサイトを参照

(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201510/09tpp.html)。

³ 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定交渉について」2015 年 12 月

(http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/01/150121ver_siryoku.pdf)。

2328 品目のうち 51.3%で関税が即時ゼロとなり、最長 21 年かけて段階的に実施され、最終的な撤廃率は 81%となる。一方、日本以外の 11 カ国の最終的な撤廃率は 98.5%で、日本の最終的な撤廃率は 12 カ国の中で最も低くなっている。とはいえ、消費者には価格が下がるメリットはあっても、貿易円滑化を旗印に関税だけでなく安全性をめぐる基準も緩和されるため、食品の安全性が担保されるわけではない。しかも、一方の生産者への影響は、これまで関税率が高かった品目ほど大きくなるのは自明で、大きな不安と失望の声が高まっている。また、日本が輸入する工業製品の 6642 品目は、大半が既に関税を撤廃済みで、最終的に 100%関税がなくなる予定である。

一方、輸出について見てみると、他国の農林水産品は 98.5%で関税撤廃され、工業製品も 86.9%の品目で即時ゼロとなり、最終的には 99.9%撤廃となる。リンゴやナシ、ミカン、モモなど品質の高い果物類やブランド牛肉などの生産者は、輸出拡大チャンスに期待を寄せ、自動車や家電のメーカーならびに部品メーカーは輸出増加への期待が高まっている。ただし、主要メーカーは既に米国等の世界各地で現地生産を進めているため、産業界には「効果は限定的」との声も上がっている。

2. TPP の経済効果：政府試算の限界

次に、政府はどのような思惑で TPP に参加しようとしているかについて紹介しよう。

日本政府は、TPP 交渉参加に際して、2013 年に TPP の関税撤廃効果の経済効果を試算している。これは、関税撤廃の即時撤廃効果を GTAP モデルを用いて試算したものであるが、TPP 発効 10 年後に、輸出 0.55%増、輸入 0.6%減、消費 0.61%増、投資 0.09%増、トータルで 0.66% (3.2 兆円) の GDP 押し上げ効果があるという結果を発表している⁴。そして、このような経済効果をアピールすることで、TPP 参加への積極姿勢を示してきた。

この試算は、関税撤廃のみによる貿易効果を試算したもので、過去の経済構造を不変とする仮定に基づいた非現実的な分析であるという問題を抱えていた。それでも、TPP によって 0.1%にも満たない効果しかないことを政府が認めていたことになり、TPP による目に見える成長は、表向きの PR とは裏腹に、実際には期待できなかったといえる。

その後、2015 年の大筋合意後にも、政府は再度試算を発表した。それによると、TPP 発効によって、日本の実質 GDP が 3%、金額では 14 兆円上昇するという結果が公表された⁵。

しかし、この試算の前提には、前回同様、過去の経済構造を前提とする非現実的な仮定に加えて、関税撤廃による輸入増によって消費の拡大が起き、それによって内需企業では雇用者の賃金が上がり、それによって経済活性化が起こるという空想的な仮定に基づいて恣意的な分析が行われている。また、農業についても、TPP 対策によって農業への影響は

⁴ 内閣官房「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」2013 年 3 月 15 日 (http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/3/130315_touitsushisan.pdf)。

⁵ 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定の経済効果分析について」(http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizaikoukabunnseki01.pdf)。

限定的で、食料自給率も現状維持といった政府対策の過大評価に基づく分析となっている。こうした点を踏まえると、今回の試算結果は、政府の政策の過大評価を反映した科学的とはいえない分析に基づいていることから、大いに疑問があるといえるだろう⁶。

3. 予想される影響:国内各種団体の意見

では、TPP によって実際にはどのようなことが起こるのであろうか。ここでは、TPP によって影響を受けると予想される国内の業界団体の意見を紹介しよう。

国内諸団体から政府に提出された意見書から、特に市場アクセス＝関税障壁のみを取り出し、意見分布ごとに分類したものを参照すると、意見提出団体は 46 団体あるが、そのうち賛成意見を出していたのは、日本経団連や経済同友会、日本自動車工業会、日本中小企業団体中央会等、14 団体である。大企業や製造業の関連団体が中心的存在であるといえる。意見内容としては「製品・部品の関税を撤廃させるべき」（日本経済団体連合会）、「我が国にとって有利な通商環境の構築のため、TPP 協定交渉に早期に参加してほしい」（日本電気工業会）、「我が国にとって利益となる TPP 協定の早期実現に向け、政府として積極的に取り組んでほしい」（日本自動車工業会）といったものが多く挙げられていた。

一方、反対意見を出していたのは、全国農業協同組合中央会、全国ビスケット協会、日本ワイナリー協会、主婦連合会等の 18 団体と、賛成派よりも多く見られた。主に、一次産業や食品産業が比較的多く見られた。一次産業からは「TPP 交渉参加に断固反対する」（全国農業協同組合中央会）、「TPP への参加については基本的に反対」（全国乳業協同組合）等の意見が多く、食品産業からは「現時点で得られている情報では、日本が TPP 協定交渉に参加するにあたり、製粉業界への影響は不明瞭であるが、『主要食糧』であり、日本の食料自給率の向上の受け皿としても重要な小麦がどのように扱われるのかについては関心・危惧を持ちつつ動向を注視している」（全国製粉協会）、「原則関税撤廃となる TPP は鹿児島県南西諸島の農業・地域経済を破壊しかねないことから、参加に断固反対」（日本甘蔗糖工業会）という意見が多かった。また、消費者団体や NGO 等は「TPP 交渉参加には様々な懸念事項（農業、食の安全の確保等）があり、かつ、消費者のメリットが一向に見えてこないことから反対」（主婦連合会）といった意見が、主な内容であった。

さらに、TPP に対して慎重という意見を出していた団体も、14 団体存在した。その代表は、日本病院協会や日本薬剤師会、日本行政書士連合会等である。非関税障壁に触れる業界が多く、こちらは「現時点で得られている情報では、日本が TPP 協定交渉に参加するにあたり、行政書士資格そのものについての影響は不明瞭であるが、越境サービス貿易や政府調達、知的財産、商用関係者の移動、分野横断的事项等、行政書士の業務分野に関連す

⁶ 政府の上記試算以外にも、世界銀行や米国タフツ大学による試算も出されている。前者では 12 カ国の GDP が 2030 年までに平均で 1.1%押し上げると試算している。他方、後者では、10 年間で GDP が 0.12%減少し、7.4 万人の雇用が喪失するという逆の結果を発表している。「TPP で日本の GDP 減？」『高知新聞』2016 年 1 月 27 日付。

る事項については関心・危惧を持ちつつ動向を注視している」(日本行政書士会連合会)、「日本の薬価制度を、例えば米国等の制度に変更されてしまうのではないか」(日本薬剤師会)といった意見が多かった。

このように、国内各団体からは、TPP に対する賛否両論が出され、反対意見の団体が多数を占めている。このことから、TPP によって国内の産業や生活に様々な影響が及ぶことを実感していることがうかがえる。では、実際にどのような影響が及ぶのだろうか。以下では、政府のような抽象的な仮定による試算ではなく、過去の実際の経済動向を基に、今後の行方を占ってみたい。

第2章 TPP 加盟国との貿易の全体像

1. TPP 加盟国との貿易の全体動向

本章からは、TPP の影響の中でも特に貿易動向に絞り、TPP 発効によってどのような変化が起きるのかを探ってみたい。具体的には、2004～14 年の過去 10 年間にわたる日本と加盟 11 カ国との貿易データを分析し、その動向に基づいて、TPP 発効後の日本経済の将来を予想していく。ここで 10 年間をとったのは、先の政府試算で効果が生じるとされる期間を 10 年間とみているからである。第 1 章で紹介した各種試算の不確かさとそれに基づく政府の主張に対して、過去の実際の貿易を分析することで批判的に検証するのが、ここでの狙いである。

まず、日本と TPP 加盟国との貿易の全体像について見てみよう。表 I－1 は、TPP 加盟国 11 カ国との貿易収支の現状を示したものである。2014 年現在、日本が貿易黒字の相手国は、メキシコ・米国・シンガポールの 3 カ国であるのに対して、日本が貿易赤字の相手国は、チリ・ペルー・カナダ・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・オーストラリア・ニュージーランドの 8 カ国である。このように、現状では、TPP 経済圏の中で日本は貿易赤字の相手国が多いことが分かる。

表 I－1 対TPP加盟国との貿易収支(2014 年)

(単位: 千円)

	ベトナム	シンガポール	マレーシア	ブルネイ	オーストラリア	
2014年	▲ 377,924,919	1,391,329,494	▲ 1,589,997,089	▲ 413,111,360	▲ 3,588,449,337	
	ニュージーランド	カナダ	アメリカ	メキシコ	ペルー	チリ
	▲ 40,150,737	▲ 344,218,864	6,106,577,681	673,679,898	▲ 106,793,203	▲ 680,146,196

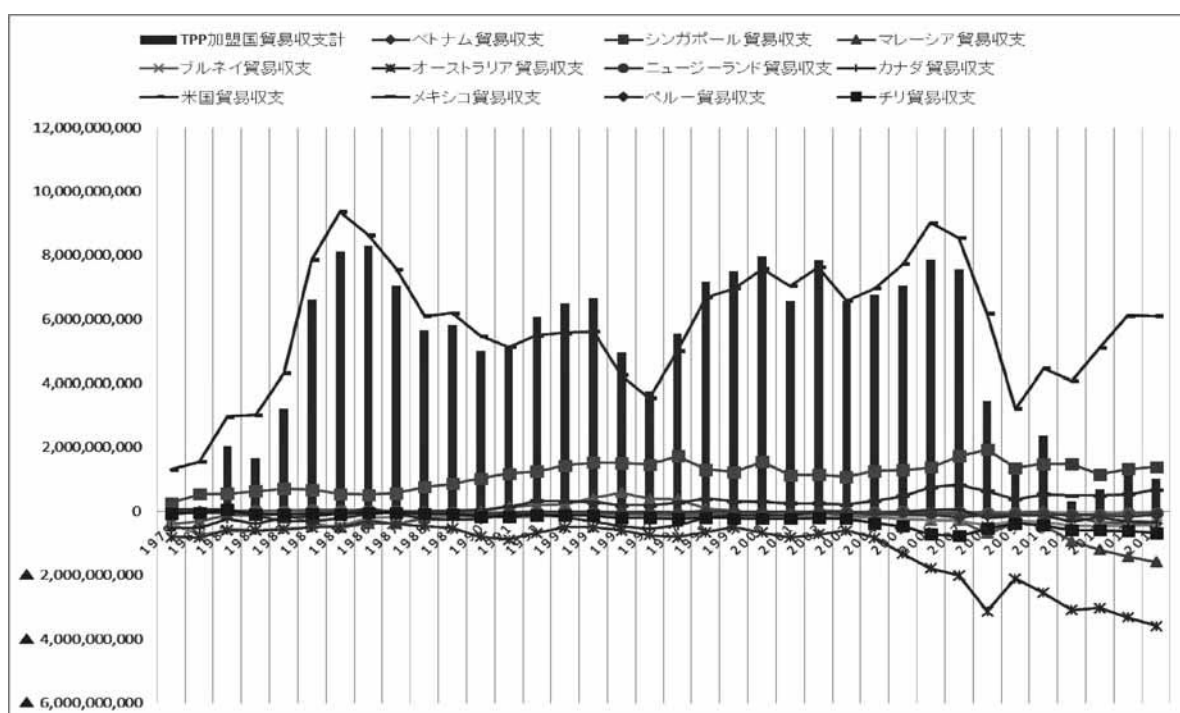
出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I-2 TPP加盟国との輸出入の増減率(2004-14年)

輸出> 輸入		メキシコ	チリ	ペルー					
	輸出増減率	100.6	137.8	222.1					
	輸入増減率	92.7	90.6	152.0	単位: %				
輸出< 輸入		カナダ	米国	マレーシア	シンガポール	ベトナム	ブルネイ	オーストラリア	ニュージーランド
	輸出増減率	1.3	3.7	10.1	14.4	264.4	▲ 3.2	17.5	1.3
	輸入増減率	2.4	12.8	102.2	22.6	291.0	107.5	142.0	9.1

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

図 I-1 TPP 加盟国との貿易収支の推移



出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

続いて、表 I-2 より、2004～14 年の各国との輸出額・輸入額の増減率について見てみよう。10 年間で、日本からの輸出伸び率が輸入伸び率よりも大きい国は、チリ・ペルー・メキシコの 3 カ国にとどまっており、それ以外の 8 カ国は、輸入伸び率の方が輸出伸び率よりも高くなっている。つまり、日本と TPP 加盟国との貿易を見ると、実は赤字国の多さに加えて、輸出よりも輸入の方が伸びている国が多いことが分かる。

さらに、図 I-1 は、1979～2014 年の対 TPP 加盟国貿易収支の推移を国別に表したものである。棒グラフが全加盟国の収支の合計、折れ線グラフが各国の収支である。全加盟国との貿易では、日本は一貫して黒字であるが、2006 年をピークに大幅に落ち込んでいる

ことがわかる。また、2011 年からは持ち直しているものの、2000 年代中盤までの黒字額と比べると、3 分の 1 程度にとどまっている。これを国別で見えていくと、最も黒字額の大きい国は米国であるが、2006 年をピークに黒字額が減少するとともに、最近の持ち直しも、ピーク時の半分の水準にとどまっている。他方、オーストラリアは、最も赤字額の大きい国であるが、こちらは 2000 年代以降、年々赤字額が増加傾向である様子がうかがえる。このように、米国の黒字減とオーストラリアの赤字増をベースに、日本の貿易収支全体の黒字額が近年縮小傾向にあることが見て取れる。

では、なぜこのような状況が生まれたのだろうか。次に、TPP 加盟各国別の貿易構造について詳細に見ていこう。

2. 加盟国別の貿易構造

(1) NAFTA 地域

まず、NAFTA（米国・カナダ・メキシコ）から検討する。まず米国から見ていくと、輸出では、自動車関連を中心とする機械類及び輸送用機器が全体の約 4 分の 3 を占めている。ただし、過去 10 年では伸び悩んでおり、自動車部品ではむしろ減少を見せている。これは、自動車メーカーによる米国での現地生産が進んだことが影響していると考えられる⁷（表 I－3）。

表 I－3 米国への輸出の品目別推移

アメリカ輸出(2004-2014)		(単位:千円、%)				
品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	10,546,128,532	10,366,152,630	78.5	74.4	▲ 1.7
705	輸送用機器	4,973,148,738	5,184,856,791	37.0	37.2	4.3
70503	自動車	3,588,277,983	3,656,643,095	26.7	26.2	1.9
7050301	乗用車	3,493,813,577	3,564,430,281	26.0	25.6	2.0
70505	自動車の部品	979,755,554	881,523,215	7.3	6.3	▲ 10.0
70511	航空機類	90,464,562	472,737,552	0.7	3.4	422.6
6	原料別製品	797,278,527	1,023,412,303	5.9	7.3	28.4
611	鉄鋼	130,774,058	299,560,723	1.0	2.1	129.1
615	金属製品	210,937,029	223,121,348	1.6	1.6	5.8
8	雑製品	649,045,827	937,815,984	4.8	6.7	44.5
5	化学製品	751,202,549	770,271,473	5.6	5.5	2.5
9	特殊取扱品	580,189,344	642,998,280	4.3	4.6	10.8
2	食料に適さない原材料	30,123,286	71,123,920	0.2	0.5	136.1
0	食料品及び鉱物	43,729,809	67,659,813	0.3	0.5	54.7
3	鉱物性燃料	36,046,214	44,901,032	0.3	0.3	24.6
1	飲料及びたばこ	5,321,544	8,400,038	0.0	0.1	57.8
4	動植物性油脂	2,906,581	5,291,437	0.0	0.0	82.1
計		13,441,972,213	13,938,026,910	100.0	100.0	3.7

出所:財務省『貿易統計』各年度から作成。

⁷ JETRO『ジェトロ世界貿易投資報告 2014 年版』JETRO、2014 年、263 頁。

表 I—4 米国からの輸入の品目別推移

アメリカ輸入(2004-2014)		(単位: 千円、%)				
品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	2,803,811,812	2,699,668,277	52.1	44.5	▲ 4
703	電気機器	1135139425	1083378776	21.1	17.9	▲ 5
70311	半導体等電子部品	448046491	289927645	8.3	4.8	▲ 35
7031103	IC	411760003	260630413	7.7	4.3	▲ 37
701	一般機械	1094431558	946316078	20.4	15.6	▲ 14
70101	原動機	439175810	361270833	8.2	6.0	▲ 18
70105	事務用機器	106880207	320555479	2.0	5.3	200
7010105	航空機用内燃機関	330818488	284601419	6.2	4.7	▲ 14
0	食料品及び動物	1,088,374,963	1,467,845,380	20.2	24.2	35
009	穀物及び同調整品	426379676	508,312,860	7.9	8.4	0
003	肉類及び同調整品	175,609,949	384,075,625	3.3	6.3	118
0907	とうもろこし	302,023,252	344,263,121	5.6	5.7	14
090701	とうもろこし(飼料用)	216,757,348	215,061,738	4.0	3.5	▲ 1
011	果実及び野菜	167,317,941	204,267,987	3.1	3.4	22
5	化学製品	844,061,360	1,239,150,527	15.7	20.4	47
507	医薬品	126367269	397352169	2.4	6.6	214
50707	抗生物質製剤	4560348	10898917	0.1	0.2	139
50701	プロビタミン及びビタミン	3306018	946339	0.1	0.0	▲ 71
50705	ホルモン	982414	756628	0.0	0.0	▲ 23
2	食料に適さない原材料	640,814,845	657,543,691	11.9	10.8	3
6	原料別製品	394,140,662	467,610,385	7.3	7.7	19
3	鉱物性燃料	360,233,278	386,738,346	6.7	6.4	7
9	特殊取扱品	161,053,043	363,524,487	3.0	6.0	126
1	飲料及びたばこ	149,821,471	147,481,710	2.8	2.4	▲ 2
4	動植物性油脂	310,825,466	105,970,758	5.8	1.7	▲ 66
8	雑製品	10,221,920	7,145,511	0.2	0.1	▲ 30
計		5,377,062,980	6,064,207,875	100.0	100.0	12.8

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

また、輸入では、機械類及び輸送用機器が最も多く、半導体や IC 等の電気機器を多く輸入しているが、近年では減少している。一方、増えているのは、食料等と化学製品で、前者では特に肉類（118%）や果実・野菜（22%）、後者では医薬品（214%）が大幅に増えている。これらは、農業や医療産業といった米国の対日要求品目と一致している（表 I—4）。

次に、カナダについては、輸出では機械類及び輸送用機器の割合が 8 割と最も大きい。中でも、バス・トラックと二輪車の増加率が激しいのが特徴的である（表 I—5）。

一方、輸入では、食材に適さない原材料が 4 割と最も多く、金属鉱等が伸びている。次いで、肉類や穀物類、魚介類を含む食料品等（4 分の 1）、化学製品となっている。化学製品では、米国同様、医薬品やホルモンの急増が目立っている（表 I—6）。

表 I-5 カナダへの輸出の品目別推移

カナダ輸出(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	685,583,670	687,295,633	82.7	81.8	0.2
705	輸送用機器	430,149,828	478,331,838	51.9	56.9	10.2
7050301	乗用車	276,749,583	255,831,301	33.4	30.4	▲ 7.6
7050303	バス・トラック	8,290,579	248,629,018	1.0	29.6	2898.9
70507	二輪自動車類	24,185,650	169,671,285	2.9	20.2	601.5
70513	船舶類	4,012	37,626,351	0.0	4.5	937745.2
6	原料別製品	67,405,465	74,264,722	8.1	8.8	10.2
603	ゴム製品	26,565,239	26,982,231	3.2	3.2	1.6
6030301	自動車用タイヤチューブ	18,021,151	25,055,622	2.2	3.0	39.0
60303	ゴムタイヤ及びチューブ	21,460,904	583,521	2.6	0.1	▲ 97.3
6030303	自転車用タイヤチューブ	8,034	15,547,986	0.0	1.9	193427.3
611	鉄鋼	17,564,981	26,587,948	2.1	3.2	51.4
9	特殊取扱品	20,026,482	32,163,665	2.4	3.8	60.6
8	雑製品	32,812,618	24,223,684	4.0	2.9	▲ 26.2
5	化学製品	14,505,956	19,062,244	1.7	2.3	31.4
2	食料に適さない原材料	1,629,450	1,649,972	0.2	0.2	1.3
4	動植物性油脂	220,096	632,288	0.0	0.1	187.3
1	飲料及びたばこ	259,524	526,673	0.0	0.1	102.9
3	鉱物性燃料	329,907	282,514	0.0	0.0	▲ 14.4
0	食料品及び動物	3,281,130	70,800	0.4	0.0	▲ 97.8
計		829,335,428	840,242,995	100.0	100.0	1.3

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I-6 カナダからの輸入の品目別推移

カナダ輸入(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
2	食料に適さない原材料	343,539,520	476,191,883	37.8	40.0	38.6
215	金属鉱及びくず	48,073,142	157,295,803	5.3	13.2	227.2
203	採油用の種・ナット及び核	80,067,359	156,614,682	8.8	13.2	95.6
207	木材及びコルク	154,322,217	116,827,389	17.0	9.8	▲ 24.3
209	パルプ及び古紙	53,512,958	36,900,164	5.9	3.1	▲ 31.0
0	食料品及び動物	252,797,602	274,050,674	27.8	23.0	8.4
003	肉類及び同調整品	115,923,196	102,065,496	12.7	8.6	▲ 12.0
009	穀物及び同調整品	47,676,061	90,301,098	5.2	7.6	89.4
007	魚介類及び同調整品	53,683,141	46,521,180	5.9	3.9	▲ 13.3
3	鉱物性燃料	46,350,173	136,634,227	5.1	11.5	194.8
5	化学製品	42,259,868	104,658,155	4.6	8.8	147.7
507	医薬品	4,742,816	52,077,112	0.5	4.4	998.0
'50705	ホルモン	4,139	3245177	0.0	0.3	78304.9
'50707	抗生物質製剤	513218	5588	0.1	0.0	▲ 98.9
'50701	プロビタミン及びビタミン	1532	983	0.0	0.0	▲ 35.8
7	機械類及び輸送用機器	91,486,065	84,397,968	10.1	7.1	▲ 7.7
6	原料別製品	95,403,332	54,781,681	10.5	4.6	▲ 42.6
9	特殊取扱品	5,472,293	29,671,705	0.6	2.5	442.2
8	雑製品	22,345,323	19,268,155	2.5	1.6	▲ 13.8
4	動植物性油脂	8,034,835	8,731,118	0.9	0.7	8.7
1	飲料及びたばこ	1,862,143	873,232	0.2	0.1	▲ 53.1
計		909,551,154	1,189,258,798	100.0	100.0	30.8

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

最後に、メキシコについて見てみよう。輸出では、機械類及び輸送用機器を最も多く輸出している。内訳では自動車、自動車の部分品が大きく占めている。メキシコとは2005年にEPAが発効したため、米国向けの輸出を目指した自動車メーカーの進出が相次いだ結果である。ただし、近年では部品メーカーの進出も相次ぎ、現地生産化が進んでいるため、今後は日本からの輸出がスローダウンすることが予想される⁸（表I－7）。

一方、輸入では、機械類及び輸送用機器の割合が最も高く、通信機等の電気機器や自動車等を多く輸入している。次いで、食料品等が2割を占めている。食料品の中では、豚肉・調製品等の肉類や、表掲していないがアボカドやマンゴー、ライム等の果実類を多く輸入している（表I－8）。

表I－7 メキシコへの輸出の品目別推移

メキシコ輸出(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	418,965,644	771,501,668	74.6	68.5	84.1
705	輸送用機器	142,794,338	334,385,826	25.4	29.7	134.2
70505	自動車の部分品	1,228,230	175,229,777	0.2	15.6	14166.9
70503	自動車	8,313,141	156,588,357	1.5	13.9	1783.6
701	一般機械	1,239,173	243,559,455	0.2	21.6	19555.0
6	原料別製品	81,583,322	219,757,791	14.5	19.5	169.4
8	雑製品	33,792,991	68,313,847	6.0	6.1	102.2
5	化学製品	16,664,211	33,929,527	3.0	3.0	103.6
9	特殊取扱品	8,782,665	25,651,393	1.6	2.3	192.1
3	鉱物性燃料	1,004,356	4,171,314	0.2	0.4	315.3
2	食料に適さない原材料	470,840	2,353,713	0.1	0.2	399.9
0	食料品及び動物	127,080	444,005	0.0	0.0	249.4
1	飲料及びたばこ	3,165	56,872	0.0	0.0	1696.9
4	動植物性油脂	6,039	30,682	0.0	0.0	408.1
計		561,400,313	1,126,210,812	100.0	100.0	100.6

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

⁸ JETRO、前掲書、284-285 頁。

表 I - 8 メキシコからの輸入の品目別推移

メキシコ輸入(2004-2014)

(単位: 千円 : %)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	83,598,500	165,940,704	35.6	36.7	98.5
703	電気機器	36,675,090	95,587,685	15.6	21.1	160.6
70307	通信機	5,357,553	28,226,375	2.3	6.2	426.9
705	輸送用機器	24,589,250	31,937,581	10.5	7.1	29.9
70501	自動車	13,878,944	17,566,446	5.9	3.9	26.6
701	一般機械	22,334,160	38,415,438	9.5	8.5	72.0
0	食料品及び動物	51,917,007	96,806,361	22.1	21.4	86.5
003	肉及び同調製品	22,322,695	46,498,671	9.5	10.3	108.3
0305	豚・いのししの肉	19,755,672	35,963,255	8.4	7.9	82.0
030501	豚肉	19,755,672	35,963,255	8.4	7.9	82.0
2	食料に適さない原材料	30,505,019	59,938,841	13.0	13.2	96.5
8	雑製品	32,706,464	59,282,033	13.9	13.1	81.3
3	鉱物性燃料	5,928,867	29,618,764	2.5	6.5	399.6
5	化学製品	10,564,212	21,273,822	4.5	4.7	101.4
6	原料別製品	14,942,127	11,257,555	6.4	2.5	▲ 24.7
9	特殊取扱品	2,454,066	4,636,259	1.0	1.0	88.9
1	飲料及びたばこ	1,843,401	2,750,479	0.8	0.6	49.2
4	動植物製油脂	353,714	1,026,096	0.2	0.2	190.1
計		234,813,377	452,530,914	100.0	100.0	92.7

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

(2) 南米地域

まず、チリから見てみよう。輸出品で最も多いのは、機械類及び輸送用機器（6割）である。特に、自動車だけで4割を占め、乗用車や貨物用自動車は激増している。続いて、石油等の鉱物性燃料（灯油）が多く、この10年で2番目に多い品目となった（表I-9）。

輸入については、最も多いのは食料に適さない原材料で、中心は過半を占める銅鉱である。続いて多いのは、食料品等（2割）、原料別製品（1割弱）で、前者はサーモン（さけ及びます）、後者はワインが多く輸入されている（表I-10）。

ペルーについては、輸出品は、チリと同じく自動車を含む輸送用機器が最も多く、ゴム製品を含む原料別製品が続いている（表I-11）。

輸入では、食料に適さない原材料が最も多く、中心は銅鉱である。次いで鉱物性燃料、食料品等が多いが、食料品等の中身は飼料や魚介類、果実・野菜が多くを占めている（表I-12）。

表 I - 9 チリへの輸出の品目別推移

チリ輸出(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	64,940,146	110,505,354	85.3	61.0	70.2
705	輸送用機器	50,832,998	76,360,579	66.8	42.2	50.2
70503	自動車	37,716,259	72,720,331	49.6	40.2	92.8
7050301	乗用車	9,061,462	60,402,642	11.9	33.4	566.6
70503011	中古乗用車	-	15,535,925	-	8.6	-
7050303	バス・トラック	8,434,371	12,311,774	11.1	6.8	46.0
70503031	貨物用自動車	5,126	11,688,957	-	6.5	227,932.7
3	鉱物性燃料	25,173	32,487,053	-	17.9	128,955.2
303	石油及び同製品	25,173	32,487,053	-	17.9	128,955.2
30301	石油製品	25,173	32,487,053	-	17.9	128,955.2
3030103	灯油	210	25,528,231	-	14.1	12,156,200.5
6	原料別製品	7,964,144	28,301,126	10.5	15.6	255.4
5	化学製品	1,740,500	4,382,468	2.3	2.4	151.8
9	特殊取扱品	1,280,332	2,360,959	1.7	1.3	84.4
8	雑製品	8,953	2,138,711	-	1.2	23,788.2
2	食料に適さない原材料	61,778	425,714	0.1	0.2	589.1
4	動植物性油脂	-	401,549	-	0.2	-
0	食料品及び動物	85,829	16,474	0.1	-	-
1	飲料及びたばこ	-	570	-	-	-
計		76,106,855	181,019,978	100.0	100.0	137.8

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I - 10 チリからの輸入の品目別推移

チリ輸入(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
2	食料に適さない原材料	262,783,546	576,952,366	58.2	67.0	119.6
215	金属鉱及びびくず	240,702,372	546,406,167	53.3	63.4	127.0
2150501	銅鉱	190,828,029	490,263,769	42.2	56.9	156.9
207	木材及びコルク	11,631,004	11,964,534	2.6	1.4	2.9
20701	木材	11,630,463	11,964,534	2.6	1.4	2.9
0	食料品及び動物	130,038,200	177,754,379	28.8	20.6	36.7
007	魚介類及び同調製品	82,647,034	138,749,488	18.3	16.1	67.9
0070103	さけ及びます	44,267,737	118,628,626	9.8	13.8	168.0
00701136	うに	7,108,234	7,083,356	1.6	0.8	▲ 0.3
003	肉類及び同調製品	24,946,305	16,659,323	5.5	1.9	▲ 33.2
0030501	豚肉	22,658,881	14,598,662	5.0	1.7	▲ 35.6
6	原料別製品	43,013,274	71,875,898	9.5	8.3	67.1
1	飲料及びたばこ	3,819,824	20,376,009	0.8	2.4	433.4
10101	アルコール飲料	3,819,824	20,376,009	0.8	2.4	433.4
1010103	ぶどう酒	3,782,067	20,320,098	0.8	2.4	437.3
5	化学製品	11,299,499	12,023,347	2.5	1.4	6.4
4	動植物性油脂	639,645	1,130,433	0.1	0.1	76.7
9	特殊取扱製品	128,869	836,891	-	0.1	549.4
8	雑製品	13,816	172,863	-	-	1,151.2
7	機械類及び輸送用機器	160,457	43,988	-	-	▲ 72.6
計		451,897,130	861,166,174	100.0	100.0	90.6

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I - 11 ペルーへの輸出の品目別推移

ペルー輸出(2004-2014)

(単位: 千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	18,691,521	53,937,585	306.5	68.1	188.6
705	輸送用機器	12,388,828	43,697,243	203.1	55.2	252.7
70503	自動車	1,689,361	41,919,484	27.7	52.9	2,381.4
7050301	乗用車	1,319,078	24,374,722	21.6	30.8	1,747.9
7050303	バス・トラック	500,797	17,099,968	8.2	21.6	3,314.6
70503031	貨物自動車	82,110	11,323,028	1.3	14.3	13,690.1
6	原料別製品	4,393,742	20,097,147	72.0	25.4	357.4
603	ゴム製品	1,952,874	10,602,066	32.0	13.4	442.9
8	雑製品	784,859	1,589,050	12.9	2.0	102.5
813	その他の雑製品	167,203	1,126,980	2.7	1.4	574.0
8131901	万年筆及び鉛筆類	1,637	680,536	-	0.9	41,472.1
811	精密機械	259	413,610	-	0.5	159,595.0
81101	科学光学機器	256	413,610	-	0.5	161,466.4
9	特殊取扱品	-	1,489,724	-	1.9	-
5	化学製品	559,115	1,361,801	9.2	1.7	143.6
2	食料に適さない原材料	19,981	488,795	0.3	0.6	2,346.3
0	食料品及び動物	129,304	122,066	2.1	0.2	▲ 5.6
3	鉱物性燃料	294	92,069	-	0.1	31,216.0
1	飲料及びたばこ	4,679	-	0.1	-	▲ 100.0
計		6,099,357	79,178,237	100.0	100.0	1,198.1

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I - 12 ペルーからの輸入の品目別推移

ペルー輸入(2004-2014)

(単位: 千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
2	食料に適さない原材料	37,175,447	112,419,326	50.4	60.4	202.4
215	金属鉱及びくず	36,451,488	111,119,403	49.4	59.8	204.8
21505	非鉄金属鉱	33,362,757	105,320,598	45.2	56.6	215.7
2150501	銅鉱	23,474,161	86,269,049	31.8	46.4	267.5
2150509	亜鉛鉱	5,652,467	14,181,821	7.7	7.6	150.9
3	鉱物性燃料	-	32,236,349	-	17.3	-
303	石油及び同製品	-	24,468,423	-	13.2	-
0	食料品及び動物	18,632,268	24,106,455	25.3	13.0	29.4
017	飼料	14,625,048	12,795,169	19.8	6.9	▲ 12.5
007	魚介類及び同調製品	2,287,949	5,473,784	3.1	2.9	139.2
011	果実及び野菜	979,908	4,562,025	1.3	2.5	365.6
6	原料別製品	16,059,353	12,246,301	21.8	6.6	▲ 23.7
4	動物性樹脂	560,316	2,225,733	0.8	1.2	297.2
8	雑製品	781,787	2,059,747	1.1	1.1	163.5
5	化学製品	446,290	518,996	0.6	0.3	16.3
1	飲料及びたばこ	36,625	92,609	-	-	152.9
9	特殊取扱品	75,211	58,050	0.1	-	▲ 22.8
7	機器類及び輸送用機器	22,713	7,874	-	-	▲ 65.3
計		73,790,010	185,971,440	100.0	100.0	152.0

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

(3) アジア地域

対マレーシアの輸出品で最も多いのは、重電機器や原動機、自動車を含む機械類及び輸送用機器である。次いで原料別製品、化学製品と続いている。ただし、機械類及び輸送用機器の輸出額は、この 10 年間で減少している（表 I－13）。

一方、マレーシアとの輸入では、鉱物性燃料が最も多く、10 年前に比べて 4 倍増である。その中心は、天然ガスである。次いで、電気機器（音響・映像用機器や半導体、通信機）を含む機械類及び輸送用機器が多い（表 I－14）。

次に、シンガポールについては、輸出品で最も多いのは、機械類及び輸送用機器で、内訳は半導体等の電気機器と事務用機器を含む一般機械が最も多く、次いで特殊取扱品、鉱物性燃料と続く。ただし、マレーシアと同様、機械類及び輸送用機器の輸出は、10 年前と比べて 17%減少している（表 I－15）。

対シンガポールの輸入では、機械類及び輸送用機器の割合が最も高く、内訳ではこちらも半導体等電子部品が最も多い。これも 10 年前に比べ減少傾向にある（表 I－16）。

ブルネイについては、輸出は機械類等が 4 分の 3、ついで原料別製品（非金属、セメント等）が多くなっている（表 I－17）。

ブルネイの輸入は、大半が石油・粗油で占められている（表 I－18）。

最後に、ベトナムについて検討しよう。日本からの輸出で最も多いのは、機械類及び輸送用機器で、全体の半数近くを占めている。金額でもこの 10 年で 4 倍近くに伸びている。内訳は IC 等の半導体をはじめ電気機器の比重が高く、ベトナムでの電気製造業の集積にあわせて急速に拡大してきたことが分かる。次いで、原料別製品、化学製品の順で輸出量が多く、これらもベトナムの工業化にあわせて 10 年前に比べ 3 倍増になっている（表 I－19）。

対する輸入では、雑製品の割合が最も高く、35%を占めている。内訳は衣類や家具、履物、時計等が大きく伸びている。また、機械類等や原料別製品の輸入も増加している。他にもベトナムで注目すべきは食料品等であり、中でも魚介類は、近年では低下しているものの、依然無視できない存在である（表 I－20）。

表 I -13 マレーシアへの輸出の品目別推移

マレーシア輸出(2004-2014)

(単位:千円・%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	
7	機械類及び輸送用機器	841,046,152	811,104,096	61.9	54.2	▲ 3.6
703	重電機器	452,434,307	361,113,907	33.3	24.1	▲ 20.2
701	原動機	189,663,764	225,133,019	14.0	15.0	18.7
705	(人造黒鉛電極)	198,948,081	224,857,170	14.6	15.0	13.0
70503	(通信ケーブル)	92,349,494	139,283,124	6.8	9.3	50.8
7050301	(乗車用)	61,464,059	95,625,643	4.5	6.4	55.6
70505	自動車の部分品	62,560,882	78,215,946	4.6	5.2	25.0
6	原料別製品	230,405,929	311,792,252	17.0	20.8	35.3
5	化学製品	113,927,762	141,868,163	8.4	9.5	24.5
9	特殊取扱品	90,256,247	103,376,540	6.6	6.9	14.5
8	雑製品	68,094,957	74,102,719	5.0	5.0	8.8
3	鉱物性燃料	1,310,534	26,380,346	0.1	1.8	1912.9
303	石油および同製品	1,216,846	24,840,141	0.1	1.7	1941.4
30301	石油製品	1,216,846	24,793,013	0.1	1.7	1937.5
3030101	(揮発油)	18,414	8,046,157	0.0	0.5	43595.9
3030105	(軽油)	2,088	3,896,870	0.0	0.3	186531.7
2	食料に適さない原材料	11,477,872	21,561,096	0.8	1.4	87.8
0	食料品及び動物	2,171,732	5,095,099	0.2	0.3	134.6
1	飲料及びたばこ	252,869	727,200	0.0	0.0	187.6
4	動植物性油脂	351,152	665,127	0.0	0.0	89.4
	計	1,359,295,206	1,496,672,638	100.0	100.0	10.1

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I -14 マレーシアからの輸入の品目別推移

マレーシア 輸入(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	
3	鉱物性燃料	436,847,704	1,753,525,698	28.6	56.8	301.4
305	天然ガス及び製造ガス	345,091,338	1,397,261,101	22.6	45.3	304.9
30501	石油ガス類	345,091,338	1,397,261,101	22.6	45.3	304.9
3050103	(液化天然ガス)	338,802,510	1,397,261,101	22.2	45.3	312.4
303	石炭・コークス及びれん炭	91,638,976	356,264,597	6.0	11.5	288.8
30303	石油製品	52,211,487	285,387,101	3.4	9.2	446.6
30301	原油及び粗油	39,427,489	70,877,496	2.6	2.3	79.8
7	機械類及び輸送用機器	627,185,410	612,113,765	41.1	19.8	▲ 2.4
703	電気機器	478,907,012	521,130,723	31.4	16.9	8.8
70305	音響・映像機器(含部品)	186,898,802	159,760,229	12.2	5.2	▲ 14.5
70311	半導体等電子部品	198,702,632	136,809,175	13.0	4.4	▲ 31.1
70307	通信機	12,988,628	79,007,770	0.9	2.6	508.3
6	原料別製品	140,058,619	186,308,253	9.2	6.0	33.0
8	雑製品	82,989,872	133,627,853	5.4	4.3	61.0
5	化学製品	83,881,855	113,532,142	5.5	3.7	35.3
9	特殊取扱品	46,602,824	109,952,318	3.1	3.6	135.9
4	動植物性油脂	37,721,769	71,981,725	2.5	2.3	90.8
2	食料に適さない原材料	55,094,393	64,255,734	3.6	2.1	16.6
0	食料品及び動物	14,838,790	36,504,702	1.0	1.2	146.0
1	飲料及びたばこ	1,044,124	4,867,537	0.1	0.2	366.2
103	たばこ	230,684	4,620,662	0.0	0.1	1903.0
10303	製造たばこ	224,757	4,620,662	0.0	0.1	1955.8
101	飲料	813,440	246,875	0.1	0.0	▲ 69.7
	計	1,526,265,360	3,086,669,727	100.0	100.0	102.2

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I -15 シンガポールへの輸出の品目別推移

シンガポール輸出(2004-2014)

(単位:千円・%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	1,239,562,669	1,030,821,646	63.7	46.3	▲ 16.8
703	電気機器	673,002,831	455,150,256	34.6	20.5	▲ 32.4
70323	半導体等電子部品	363,535,660	226,037,778	18.7	10.2	▲ 37.8
7032305	(IC)	278,319,408	186,765,202	14.3	8.4	▲ 32.9
701	一般機械	388,776,874	340,363,310	20.0	15.3	▲ 12.5
70105	事務用機器	113,051,728	99,894,838	5.8	4.5	▲ 11.6
70105057	《記憶装置》	4,237,485	79,360,681	0.2	3.6	1772.8
9	特殊取扱品	253,703,254	372,162,105	13.0	16.7	46.7
3	鉱物性燃料	5,993,582	320,356,123	0.3	14.4	5245.0
303	石油・石油コークス及び練炭	5,968,744	320,265,530	0.3	14.4	5265.7
30301	(コークス)	5,967,267	319,927,680	0.3	14.4	5261.4
6	原料別製品	166,741,062	207,450,990	8.6	9.3	24.4
5	化学製品	132,094,147	164,793,860	6.8	7.4	24.8
8	雑製品	135,114,266	105,254,803	6.9	4.7	▲ 22.1
813	その他の雑製品	57,203,038	57,749,251	2.9	2.6	1.0
811	精密機器類	75,966,611	43,539,854	3.9	2.0	▲ 42.7
81101	科学光学機器	74,494,564	42,567,659	3.8	1.9	▲ 42.9
0	食料品及び動物	5,508,531	14,487,888	0.3	0.7	163.0
2	食料に適さない原材料	4,017,403	6,970,407	0.2	0.3	73.5
1	飲料及びたばこ	1,900,696	2,669,519	0.1	0.1	40.4
4	動植物性油脂	230,413	267,783	0.0	0.0	16.2
	計	1,944,866,023	2,225,235,124	100.0	100.0	14.4

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I -16 シンガポールからの輸入の品目別推移

シンガポール輸入(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	352,635,522	278,346,085	51.8	33.4	▲ 21.1
703	電気機器	168,621,512	149,248,341	24.8	17.9	▲ 11.5
70311	半導体等電子部品	130,411,701	110,434,345	19.2	13.2	▲ 15.3
7031103	(IC)	122,032,975	89,293,852	17.9	10.7	▲ 26.8
70313	電気計測機器	7,269,992	12,300,544	1.1	1.5	69.2
701	一般機械	181,930,722	126,467,865	26.7	15.2	▲ 30.5
5	化学製品	113,472,044	196,201,428	16.7	23.5	72.9
8	雑製品	45,532,671	123,046,041	6.7	14.8	170.2
9	特殊取扱品	81,114,106	105,021,823	11.9	12.6	29.5
0	食料品及び動物	24,995,870	64,847,963	3.7	7.8	159.4
2	食料に適さない原材料	10,798,581	26,902,750	1.6	3.2	149.1
3	鉱物性燃料	42,749,795	19,894,796	6.3	2.4	▲ 53.5
303	石炭・コークス及び練炭	42,438,971	19,894,796	6.2	2.4	▲ 53.1
30303	石油製品	42,438,971	17,802,165	6.2	2.1	▲ 58.1
6	原料別製品	7,886,202	11,107,970	1.2	1.3	40.9
1	飲料及びたばこ	83,319	7,761,052	0.0	0.9	9214.9
101	飲料	539,504	3,159,677	0.1	0.4	485.7
10101	アルコール飲料	538,177	3,158,641	0.1	0.4	486.9
1010101	(蒸りゅう酒)	507,259	1,849,609	0.1	0.2	264.6
1010105	(ビール)	22,051	88,766	0.0	0.0	302.5
4	動植物性油脂	917,664	775,722	0.1	0.1	▲ 15.5
	計	680,185,774	833,905,630	100.0	100.0	22.6

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I -17 ブルネイへの輸出の品目別推移

ブルネイ輸出(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	9,881,164	8,581,986	84.6	75.9	▲ 13.1
705	輸送用機器	9,199,389	6,188,003	78.8	54.7	▲ 32.7
70503	自動車	9,108,807	6,099,032	78.0	53.9	▲ 33.0
7050301	乗用車	8,060,206	5,015,428	69.0	44.4	▲ 37.8
6	原料別製品	1,698,879	2,301,648	14.5	20.4	35.5
609	非金属鉱物製品	265,927	980,945	2.3	8.7	268.9
60901	セメント	225,425	920,542	1.9	8.1	308.4
611	鉄鋼	1,001,586	698,716	8.6	6.2	▲ 30.2
61117	鉄鋼のフラットロール製品	995,055	697,842	8.5	6.2	▲ 29.9
6111701	鋼管	947,620	693,451	8.1	6.1	▲ 26.8
9	特殊取扱品	31,028	153,397	0.3	1.4	394.4
8	雑製品	33,934	149,332	0.3	1.3	340.1
0	食料品及び動物	7,286	68,073	0.1	0.6	834.3
5	化学製品	24,375	43,430	0.2	0.4	78.2
3	鉱物性燃料	510	9,189	0.0	0.1	1701.8
計		11,677,176	11,307,055	100.0	100.0	▲ 3.2

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I -18 ブルネイからの輸入の品目別推移

ブルネイ輸入(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
3	鉱物性燃料	204,360,178	421,325,204	99.9	99.3	106.2
303	天然ガス及び製造ガス	43,757,995	20,982,117	21.4	4.9	▲ 52.0
30301	石油ガス類	43,756,349	20,982,117	21.4	4.9	▲ 52.0
30303	液化天然ガス	1,646	-	-	-	-
3030303	石油及び同製品	1,646	-	-	-	-
305	石油及び粗油	160,602,183	400,343,087	78.5	94.3	149.3
30501	石油製品	160,602,183	400,343,087	78.5	94.3	149.3
3050103	灯油 含ジェット燃料油	160,602,183	400,343,087	78.5	94.3	149.3
5	化学製品	-	2,626,007	-	0.6	-
9	特殊取扱品	45,621	343,978	-	0.1	654.0
0	食料品及び動物	-	105,061	-	-	-
7	機械類及び輸送用機器	17,434	14,361	-	-	▲ 17.6
2	食料に適さない原材料	-	1,870	-	-	-
6	原料別製品	676	1,705	-	-	152.2
8	雑製品	85,521	229	-	-	▲ 99.7
計		204,509,430	424,418,415	100.0	100.0	107.5

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I - 19 ベトナムへの輸出の品目別推移

ベトナム輸出(2004-2014)

(単位: 千円・%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
7	機械類及び輸送用機器	152,935,671	607,839,839	44.5	48.5	297.4
703	電気機器	53,110,080	278,604,470	15.4	22.2	424.6
70323	半導体等電子部品	7,736,698	93,911,972	2.3	7.5	1113.9
7032305	(IC)	5,539,027	74,162,373	1.6	5.9	1238.9
70301	重電機器	3,066,989	22,898,971	0.9	1.8	646.6
6	原料別製品	102,664,898	322,439,147	29.9	25.7	214.1
5	化学製品	29,234,009	113,465,743	8.5	9.1	288.1
8	雑製品	16,809,161	64,558,716	4.9	5.2	284.1
9	特殊取扱品	31,212,442	52,003,298	9.1	4.2	66.6
901	再輸入品	30,675,161	50,348,996	8.9	4.0	64.1
2	食料に適さない原材料	7,329,657	50,768,661	2.1	4.1	592.6
0	食料品及び動物	2,781,881	23,912,866	0.8	1.9	759.6
3	鉱物性燃料	678,489	16,905,792	0.2	1.3	2391.7
303	石油および同製品	672,444	16,898,224	0.2	1.3	2413.0
30301	石油製品	672,444	16,817,784	0.2	1.3	2401.0
1	飲料及びたばこ	121,050	591,415	0.0	0.0	388.6
4	動植物性油脂	63,440	311,910	0.0	0.0	391.7
	計	343,830,698	1,252,797,387	100.0	100.0	264.4

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I - 20 ベトナムからの輸入の品目別推移

ベトナム輸入(2004-2014)

(単位: 千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-14
8	雑製品	117,084,930	571,206,264	28.1	35.0	387.9
807	衣類及び同附属品	61,503,470	283,872,487	14.7	17.4	361.6
80701	外衣類	41,741,447	140,812,055	10.0	8.6	237.3
80705	メリヤス編み及びクロセ編み衣類	11,615,697	122,988,377	2.8	7.5	958.8
81103011	《懷中時計・腕時計類》	216	78,890,790	0.0	4.8	36523413.9
803	家具	20,230,242	69,603,590	4.9	4.3	244.1
809	はき物	12,095,500	65,850,212	2.9	4.0	444.4
7	機械類及び輸送用機器	100,007,490	424,997,195	24.0	26.1	325.0
6	原料別製品	32,707,160	203,884,807	7.8	12.5	523.4
3	鉱物性燃料	55,622,785	189,258,100	13.3	11.6	240.3
0	食料品及び動物	92,018,437	142,648,863	22.1	8.7	55.0
7	魚介類及び同調整品	82,586,846	103,472,006	19.8	6.3	25.3
701	魚介類(生鮮・冷凍)	66,255,440	64,516,767	15.9	4.0	▲ 2.6
70113	(甲殻類及び軟体動物)	59,751,767	54,892,861	14.3	3.4	▲ 8.1
701131	《えび(生鮮・冷凍)	49,530,779	47,333,931	11.9	2.9	▲ 4.4
5	化学製品	7,992,092	57,661,317	1.9	3.5	621.5
501	元素及び化合物	3,460,228	28,789,337	0.8	1.8	732.0
50103	無機化合物	174,866	21,967,801	0.0	1.3	12462.6
509	精油・香料及び化粧品類	1,795,299	11,691,582	0.4	0.7	551.2
517	その他の化学製品	1,695,740	9,356,451	0.4	0.6	451.8
2	食料に適さない原材料	6,984,512	21,095,905	1.7	1.3	202.0
9	特殊取扱品	3,722,681	14,744,427	0.9	0.9	296.1
1	飲料及びたばこ	539,504	3,274,194	0.1	0.2	506.9
4	動植物性油脂	388,040	1,951,234	0.1	0.1	402.8
	計	417,067,631	1,630,722,306	100.0	100.0	291.0

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

(4)オセアニア地域

日本からオーストラリアへの輸出は、自動車などの輸送用機器が多いが、2004～14 年にかけて少し減少している。また、鉱物性燃料の中でも石油製品の輸出量は 10 年間で大幅に増えている（表 I－21）。

一方、輸入は、鉱物性燃料や、食料に適さない原材料、肉類（牛肉）や酪農品（チーズ）、穀物（小麦）等の食料品が中心である。特に石油・天然ガス、石炭、金属、チーズの輸入が、ここ 10 年で伸びている。2015 年に日豪 EPA が発効されたことの影響により、関税撤廃によって日本からの自動車の輸出とオーストラリアからの牛肉・チーズの輸入がさらに増えることが予想される（表 I－22）。

日本からニュージーランドへの輸出は、オーストラリアと同じように、自動車等の機械類・輸送用機器や石油製品等の鉱物性燃料の輸出が目立っている（表 I－23）。

一方、ニュージーランドからの輸入は、食料品等が半分近くを占める。また、単体では、非鉄金属が一番多くなっている。中でも、酪農品（チーズ）や果実・野菜、肉類（牛肉）の比重が大きいことが分かる。酪農品は構成比が 2 倍以上に増えており、TPP による影響が懸念される（表 I－24）。

表 I－21 オーストラリアへの輸出の品目別推移

オーストラリア輸出(2004－2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	
7	機械類及び輸送用機器	1,051,950,878	991,268,651	82.4	66.0	▲ 5.8
705	輸送用機器	734,994,331	760,679,999	57.5	50.7	3.5
70503	自動車	667,351,846	699,146,848	52.2	46.6	4.8
7050301	乗用車	527,419,909	570,369,063	41.3	38.0	8.1
3	鉱物性燃料	5,973,142	253,073,833	0.5	16.9	4136.9
303	石油及び同製品	5,640,781	253,073,278	0.4	16.9	4386.5
30301	石油製品	5,640,781	253,054,360	0.4	16.9	4386.2
3030101	揮発油	143,361	4,732,352	－	0.3	3201.0
3030103	灯油 含ジェット燃料油	－	47,210,106	－	3.1	－
6	原料別製品	103,644,733	128,443,213	8.1	8.6	23.9
603	ゴム製品	35,261,411	59,144,331	2.8	3.9	67.7
8	雑製品	42,609,623	48,196,861	3.3	3.2	13.1
9	特殊取扱品	23,701,965	35,354,286	1.9	2.4	49.2
5	化学製品	42,765,112	33,597,200	3.3	2.2	▲ 21.4
0	食料品及び動物	3,427,230	5,994,326	0.3	0.4	74.9
1	飲料品及びたばこ	278,573	2,758,148	－	0.2	890.1
2	食料に適さない原材料	2,988,807	2,375,610	0.2	0.2	▲ 20.5
4	動植物性油脂	65,980	156,607	0.0	－	137.4
計		1,277,406,043	1,501,218,735	100.0	100.0	17.5

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I - 22 オーストラリアからの輸入の品目別推移

オーストラリア輸入(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-2014
3	鉱物性燃料	907,698,703	3,139,641,916	43.2	61.7	245.9
301	石炭・コークス及びれん炭	589,934,338	1,358,663,991	28.0	26.7	130.3
305	天然ガス及び製造ガス	266,916,255	1,668,764,893	12.7	32.8	525.2
30501	石油ガス類	266,916,255	1,668,764,893	12.7	32.8	525.2
3050103	液化天然ガス	222,788,229	1,588,368,121	10.6	31.2	612.9
2	食料に適さない原材料	439,552,016	1,232,126,562	20.9	24.2	180.3
215	金属及びくず	363,437,863	1,177,102,698	17.3	23.1	223.9
2150501	銅鉱	51,679,977	951,287,617	2.5	18.7	1740.7
0	食品及び動物	441,305,193	389,790,792	21.0	7.7	▲ 11.7
003	肉類及び同調製品	220,772,301	187,680,528	10.5	3.7	▲ 15.0
0301	牛肉	181,788,210	156,003,920	8.6	3.1	▲ 14.2
005	酪農品及び鳥卵	30,053,238	42,847,633	1.4	0.8	42.6
00505	チーズ及びカード	27,931,235	37,380,812	1.3	0.7	33.8
009	穀物及び同調製品	76,341,728	63,911,705	3.6	1.3	▲ 16.3
00901	小麦及びメスリン	30,856,953	33,442,813	1.5	0.7	8.4
6	原料別製品	237,253,590	234,000,488	11.3	4.6	▲ 1.4
5	化学製品	26,067,819	48,640,432	1.2	1.0	86.6
7	機械類及び輸送用機器	16,786,476	14,929,276	0.8	0.3	▲ 11.1
8	雑製品	7,516,608	13,055,452	0.4	0.3	73.7
9	特殊取扱品	19,028,207	10,534,296	0.9	0.2	▲ 44.6
1	飲料及びたばこ	5,033,909	4,760,002	0.2	0.1	▲ 5.4
4	動植物性油脂	2,937,061	2,188,856	0.1	-	▲ 25.5
計		2,103,179,582	5,089,668,072	100.0	100.0	142.0

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I - 23 ニュージーランドへの輸出の品目別推移

ニュージーランド輸出(2004-2014)

(単位:千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-2014
7	機械類及び輸送用機器	183,172,944	185,284,344	74.0	73.8	1.15
705	輸送用機器	136,007,249	-	54.9	-	8.68
70503	自動車	130,648,447	-	52.8	-	9.28
7030301	乗用車	101,144,220	-	40.9	-	12.84
9	特殊取扱品	29,604,378	21,952,491	12.0	8.7	▲ 25.85
3	鉱物性燃料	1,277,330	18,286,485	0.5	7.3	1331.62
303	石油及び同製品	1,277,330	-	0.5	-	1331.62
30301	石油製品	1,277,330	-	0.5	-	1331.62
3030105	軽油	1,211,686	-	0.5	-	946.64
6	原料別製品	16,317,913	14,861,199	6.6	5.9	▲ 8.93
5	化学製品	7,588,682	4,926,013	3.1	2.0	▲ 35.09
8	雑製品	5,172,825	2,646,319	2.1	1.1	▲ 48.84
0	食料品及び動物	3,568,030	2,279,654	1.4	0.9	▲ 36.11
2	食料に適さない原材料	788,731	413,679	0.3	0.2	▲ 47.55
1	飲料及びたばこ	55,424	169,604	-	0.1	206.01
4	動植物性油脂	19,531	73,692	-	-	277.31
	計	247,565,788	250,893,480	100.0	100.0	1.34

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

表 I - 24 ニュージーランドからの輸入の品目別推移

ニュージーランド輸入(2004-2014)

(単位: 千円、%)

品番	品名	実額		構成比		増減率
		2004	2014	2004	2014	2004-2014
0	食料品及び動物	105,519,468	136,475,001	39.5	46.9	29.3
005	酪農品及び鳥卵	16,486,357	40,744,055	6.2	14.0	147.1
00505	チーズ及びカード	13,803,465	27,681,423	5.2	9.5	100.5
011	果実及び野菜	32,489,982	39,193,998	12.2	13.5	20.6
003	肉類及び同調製品	25,500,917	23,202,228	9.6	8.0	▲ 9.0
00301	牛肉(生鮮・冷凍)	13,543,932	14,462,280	5.1	5.0	6.8
6	原料別製品	70,277,986	73,765,453	26.3	25.3	5.0
615	非鉄金属	43,200,920	43,035,304	16.2	14.8	▲ 0.4
61507	アルミニウム及び銅合金	43,177,546	43,034,682	16.2	14.8	▲ 0.3
5	化学製品	26,351,454	43,886,338	9.9	15.1	66.5
2	食料に適さない原材料	39,103,596	25,419,306	14.7	8.7	▲ 35.0
7	機械類及び輸送用機器	5,385,588	3,168,001	2.0	1.1	▲ 41.2
3	鉱物性燃料	14,381,527	2,555,089	5.4	0.9	▲ 82.2
8	雑製品	2,426,716	2,238,739	0.9	0.8	▲ 7.7
9	特殊取扱品	2,561,074	1,679,642	1.0	0.6	▲ 34.4
1	飲料及びたばこ	580,053	1,353,937	0.2	0.5	133.4
4	動植物性油脂	284,525	502,711	0.1	0.2	76.7
	計	266,871,987	291,044,217	100.0	100.0	9.1

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

(5) 地域別の傾向：小括

最後に地域別に傾向をまとめよう。

NAFTA の傾向は、輸出では日本は機械類及び輸送用機器を最も多く輸出しており、中でも自動車の割合が大きい。しかし、米国・カナダは日本企業の現地生産が拡大しているため、自動車及び部品の輸出は伸び悩みを見せている。メキシコも、EPA 発効の影響もあって部品輸出が増加しているが、現在は NAFTA の利用を狙って自動車メーカーや部品メーカーの進出が相次いでおり、今後は今以上に日本からの輸出が伸びるとは言いがたい。一方、輸入については、米国・メキシコからは半導体(IC)等の電気機器、米国・カナダからは医薬品、カナダからは金属等の原材料が多い。さらに注目すべきは、米国・カナダ・メキシコに共通して、肉類や果実・野菜、穀物(米国・カナダのみ)の輸出が多く、日本の農業との対立関係がうかがえる。

南米については、自動車等の輸送用機器が多く輸出されている一方、輸入は銅を中心とする資源や食料品が多い。食料品で注目すべきは、サケ等の魚介類や、果実・野菜、豚肉、ワイン、飼料である。また、両国いずれも EPA 締約国であるため、関税撤廃・削減の影響で、今後もこの傾向が続くことが予想される。

アジアについては、輸出では電気機器部品や自動車部品等の機械類及び輸送用機器が中心であるが、ベトナム以外では伸び悩み、シンガポールでは減少傾向にある。他方、輸入については、マレーシアとブルネイは石油・天然ガスといった資源と、マレーシア・シンガポール・ベトナムの電気機器、ベトナムの衣料・家具・履物が目立っており、中国の影

響力増大に伴い機械類が減少傾向のマレーシア・シンガポールに対して、新たにベトナムからの工業製品の輸入が増大傾向にある点が見逃せない。

最後に、オセアニア地域については、輸出では自動車等の輸送用機器と石油製品が中心である。一方、輸入は石炭、石油・天然ガス等の資源とともに、チーズや肉類、果実が主要品目である。両国とは輸入増加率が輸出増加率よりも大きく、2015 年の日豪 EPA 発効の影響により、この傾向がさらに強まることが予想される。

以上の分析からいえることは、日本の主な輸出品である自動車や電子部品、一般機械の輸出は、EPA（経済連携協定）によってすでに関税ゼロの地域向けが多数に上ることに加えて、現地生産の進展で輸出の伸びが鈍化しており、今後も続くと予想される。他方、輸入では、食料や資源の大量輸入に加えて、工業製品の輸入までもが新たに増える傾向があり、TPP による輸出拡大よりも、日本企業の現地進出による輸出低迷・国内雇用縮小や、輸入拡大による国内産業の影響を、一次産業のみならず製造業を含めて注視していく必要がある。

第3章 TPP の影響予測

1. 今後の貿易はどうか

では、今後の日本の貿易は、どのように推移していくのだろうか。本章では、2 章の分析を踏まえつつ、過去の貿易の伸び率を基に、今後の貿易動向を予測してみたい。

まず、2004～14 年の TPP 全加盟国との貿易収支のデータより、今後の貿易収支を占ってみよう。まず、過去 10 年間の年平均成長率を算出すると、マイナス 17.2%であった。このペースが続くと仮定すると、2050 年には黒字が 11 億 7000 万円まで減少し、2014 年と比べると約 10 分の 1 まで減少すると考えられる。

表 I－25 TPP 加盟国との EPA 前後の貿易動向

EPA相手国	発効時期	期間(年)	年平均成長率(%)			
			輸出		輸入	
			EPA発効前	EPA発効後	EPA発効前	EPA発効後
シンガポール	2002年11月	12	1.15%	1.90%	1.70%	2.41%
メキシコ	2005年4月	9	7.54%	4.39%	3.49%	5.48%
マレーシア	2006年7月	8	2.97%	-0.33%	5.96%	6.96%
チリ	2007年9月	7	14.71%	-0.36%	17.70%	-1.53%
ブルネイ	2008年7月	6	-11.80%	-8.07%	16.29%	-1.69%
ベトナム	2009年10月	5	12.07%	15.56%	9.25%	20.23%
ペルー	2012年3月	2	47.86%	-2.24%	142.63%	-8.82%
注:年平均成長率(CAGR) = (Y年度の数字/X年度の数字) ^{1/(Y-X)} - 1。						
期間は、EPA発効から最新の2014年までの期間をとり、それを発効前後同期間をとって年平均成長率を算出。						
オーストラリアは発効時期が2015年1月なので算出より除いている。						

出所：財務省『貿易統計』各年度から作成。

ただし、これは現行の貿易ルールを前提にした予測であり、これだけでは TPP という自由貿易の全面展開の影響を表したとはいえない。そこで、TPP が仮に発効した場合、貿易はどう変わるかを、日本の過去の EPA 発効後の変化を素材に検討してみよう。

表 I-25 は、TPP 加盟国のうち、日本がすでに EPA を締結している国々との貿易変化を示したものである。同表は、日本は TPP11 カ国中、8 カ国とすでに EPA を締結している。このうち、昨年発効したオーストラリアを除き、EPA の発効前と発効後の貿易の年平均成長率を示したのが、同表である。EPA も TPP と同じく、関税撤廃が原則の自由貿易協定であることから、関税撤廃によって貿易がどのように変化するかを具体的事実として検証する上では、格好の素材であるといえる。

同表から読み取れることは、まず、シンガポールやベトナムのケースが挙げられる。これは、EPA 後に輸出も輸入も成長率が伸びているが、伸び率では輸入の方が輸出よりも大きいことが分かる。第2に、メキシコ・マレーシアのケースである。どちらも、日系企業の進出先であるが、EPA 発効後には輸出の伸び率がむしろ低下し、逆に輸入の伸び率が上昇しているケースである。第3のケースとしてブルネイが挙げられる。輸出入ともにマイナスであるが、EPA 発効後に輸出の伸び率が上昇し、輸入の伸び率が低下している。最後に、第4のケースとして、南米のチリ・ペルーが挙げられる。これは EPA 発効後に輸出・輸入の伸び率ともに激減している。

以上のデータをまとめると、日本が既に EPA を結んでいる8カ国のうち、EPA 発効後に輸出成長率が高まったのは3カ国にとどまり、輸入成長率が高まった国が4カ国に上った。しかも、輸出成長率が伸びた3カ国のうち、2カ国は輸出よりも輸入の伸び率が高く、1カ国はマイナス成長という結果であった。つまり、EPA の先例を踏まえるならば、TPP が実際に発効しても、日本からの輸出が伸びるとは断定できない。むしろ、輸入の方が拡大する傾向が強まり、日本の貿易収支に負の影響がもたらされる可能性があると予想できる。

では、なぜそのような動きになるのだろうか。要因として考えられるのは、まず第1に、アベノミクスの円安効果が挙げられる。安倍政権成立後の異次元の金融緩和による円安効果で、円ベースでは輸出品価格が相対的に低下するとともに、輸入品価格が相対的に上昇した。つまり、政府が主張する「TPP＝輸出拡大効果」は過大評価であり、関税よりも為替レートの変動に大きく左右されることも、考慮しなければならないのである。

第2に、こうした為替リスクを避けるために、日本の企業が輸出から海外生産へシフトしていることである。つまり、NAFTA 地域やアジア地域の貿易動向でも示したように、日本で生産して輸出するよりも、海外市場で現地生産する方向を強めており、その分日本からの輸出は増えないことになる。

さらに第3に、関税撤廃によって食料・資源の輸入が一層拡大するとともに、NAFTA やアジアでの現地生産に基づく逆輸入や、ベトナムのケースのように安価な工業品の輸入が増加していることである。EPA よりも一層自由化率の大きい TPP によって、食料や燃料だけでなく、工業製品も輸入依存が進み、日本の一次産業への打撃とともに、製造業へもマ

イナスの影響が出るようになるのかもしれないのである。

いずれにせよ、今後は輸出よりも輸入増の効果が大きい可能性があること、また、「TPPにより輸出拡大」という政府・マスコミの主張にはデータの的には薄弱であると主張できる。

2. 中小企業・地場産業の輸出は拡大するか

一方、TPP によって中小企業や地場産業の輸出が拡大することも謳われている。果たして本当だろうか。安倍首相が、中小企業の輸出拡大のモデルとして、今治タオルを紹介しているのは、冒頭で述べたとおりである。また、公明党 TPP 総合対策本部長の石田祝稔衆議院議員（高知県選出）も、TPP によって「地場産業製品では可能性が広がる」⁹と主張し、その例として愛媛県の今治タオルを挙げている。そこで、中小企業の輸出拡大が起きるかどうかを、愛媛県今治市のタオル産業を素材に検証してみよう。

表 I-26 は、国内のタオル生産の動向と海外製品の市場シェア＝輸入浸透率を表したものである。1997 年では国内生産が 6 万 5000 t だったのに対して、2014 年には 2 万 t と、3 分の 1 以下にまで落ち込んでいる。それとともに、国内市場における海外産タオルの輸入浸透率も、同じ期間に 43% から倍の 80% まで激増し、国内のタオル市場はほぼ海外製で占められるようになったことが分かる。

表 I-26 国内タオル生産と輸入浸透率

輸入浸透率		
期間	国内生産(トン)	輸入浸透率%
1997年	65.503	42.8
2005年	26.126	76.6
2014年	20.004	79.9

出所：四国タオル工業組合資料より作成。

表 I-27 タオル輸入の主要相手国

国名	2011年		2014年	
	数量(トン)	構成比(%)	数量(トン)	構成比(%)
中国	55,649	72.1	44,507	58.7
ベトナム	16,485	21.4	23,561	31.1

出所：四国タオル工業組合資料より作成。

⁹ 「TPP 大綱策定 国内農業どうする 公明・石田政調会長に聞く」『高知新聞』2015 年 12 月 18 日付。

表 I—28 TPP 加盟国へのタオル輸出

国名	2011年		2014年	
	数量(トン)	構成比%	数量(トン)	構成比%
アメリカ	4.1	4.1	5.9	4.2
シンガポール	3.5	3.5	4.1	2.9
マレーシア	0.0	0.0	0.2	0.1

出所：四国タオル工業組合資料より作成。

次に、タオル貿易を見てみよう。まず、表 I—27 が示すように、日本がタオルを輸入している主な国は、中国とベトナムであるが、中国からの輸入量はこの数年で減少し、シェアでも 72% から 58% に低下している。対照的に、ベトナムは、同期間に急増し、21% から 31% へシェアを伸ばしている。ベトナムは TPP 加盟国であることから、TPP 発効後は、ベトナムからの輸入量がさらに増加することが十分見込まれる。

一方、表 I—28 が示すように、輸出先として TPP 加盟国の米国、シンガポール、マレーシアが上位に上がっている。したがって、TPP 発効後は輸出も増加することが見込まれる。しかし、輸出の規模は、2014 年にはそれぞれ 5.9 t、4.1 t、0.2 t と、輸入量と比べると微少なレベルにすぎないのは明らかである。

つまり、TPP が中小企業にもたらす効果として、ブランド力を生かした輸出拡大効果は多少あるかもしれない。しかしながら、データが示すように、輸出よりもむしろ輸入拡大効果の方が大きいといえる。特に、タオル産業のケースでは、高級タオルの輸出と並行して、ベトナムからの安価なタオル輸入が拡大することに、もっと注目すべきである。今後は、同じ中小地場産地の中でも、輸出が可能な高付加価値製造企業と輸入品と競合する大多数の中小企業との二極化が進み、産地総体ならびに雇用・地域経済の面では取り返しの付かないダメージを受ける可能性があることを、私たちは覚悟しておかなければならないだろう。

おわりに

以上、貿易データの具体的な分析を通じて、TPP の影響と将来予測を試みた。最後に、全体を纏めておこう。

まず、過去の貿易動向を分析した結果、TPP 経済圏の中で日本は貿易赤字の相手国が多く、輸出よりも輸入の伸び率の高い国が多いこと、その結果、米国の黒字減とオーストラリアの赤字増をベースに、日本の貿易収支全体の黒字額が近年縮小傾向にあることが見えてきた。また、国・地域別では、日本の主な輸出品である自動車や電子部品、一般機械の

輸出は、EPA 締結済や日系企業の現地生産の進展によって、今では輸出の伸びが鈍化していること、他方で食料や資源の大量輸入に加えて、工業製品の輸入までも増える傾向にあること、その結果、TPP による輸出拡大よりも、むしろ輸入拡大による国内産業の広範な影響を考える必要があることが明らかになった。

さらに、今後の影響予測として、過去の貿易の年平均成長率を基に今後を占った結果、今のペースが続くと仮定すれば、2050 年には貿易黒字が現在の 10 分の 1 まで縮減すること、また TPP 後の前哨戦として、EPA 締結国との貿易伸び率を検証した結果、期待された輸出の成長は起きておらず、TPP が実際に発効しても、日本からの輸出が伸びるとは断定できず、輸入の方が拡大する傾向が強まり、日本の貿易収支に負の影響がもたらされる可能性があることが予想される。あわせて、政府が主張する中小企業の輸出拡大効果も、今治タオルの分析が示すように、過大評価であるどころか、むしろ逆効果を生み出す恐れがあることも明らかになった。

このように、貿易データを分析した結果からは、次のような展望が描けるだろう。TPP 発効により多国籍企業により好都合なビジネス環境が生まれ、その影響力が拡大するとともに、電気機器や自動車などの現地生産によって、輸出拡大どころか、国内産業の縮小・空洞化が進むことが懸念される。また、食料や資源の海外依存の増大はさらに強まり、1 次産業の破壊が進むことは確実であろう。それだけでなく、工業製品でも逆輸入が進み、中小企業が集積する地場産地でも打撃を受けることになるだろう。さらに、このまま進むと、貿易構造も輸出減と輸入増が進み、日本経済全体の縮小・不安定化が進行することも予想される。以上、第 I 部では TPP の関税撤廃の影響だけに注目したが、貿易面だけを見ても、日本経済に暗い影を落とすことになるのではないだろうか。

第Ⅱ部 TPP と農業 ― 高知から見た神話と現実 ―

はじめに

2015 年 10 月、ついに TPP が大筋合意されるという発表があった。安倍政権は、政権発足前の公約とは裏腹に、TPP 合意へ推進路線を採ってきたが、大筋合意後は、TPP 対策を打ち出すとともに、規模拡大や法人化を通じた国際競争力のある「攻めの農林水産業」を押し進めている。

しかし、これまでの報道からも明らかなように、TPP が正式に動き出せば、農産物関税の撤廃によって海外から安価な農産物が流入し、日本の農業や農家には壊滅的な打撃が出ることが予想される。と同時に、農業を主体とする農村地帯も影響を受け、今「地方創生」が課題となっている都市と農村との格差は一層拡大するだろう。さらに、経済・産業のみならず、これまで培ってきた自然環境の保全や農村景観の維持、防災機能の充実等のいわゆる多面的機能にも、大きな打撃を与えるだろう。つまり、TPP は、今の農業や地域の問題にさらに拍車をかけるような協定であり、私たちはそれを見過ごすことはできない。

このような問題意識から、第Ⅱ部では、「TPP と農業」をテーマに論じてみたい。その際、ここでは、高知の視点から農業を取り上げる。なぜなら、農業への影響といっても、大規模経営が可能な平場農業地域もあれば、傾斜地の多い中山間地域もあり、ひとくくりには出来ないからである。特に、高知県は、森林面積が全体の 84% を占め、中山間地域が多くを占めていることから、政府が進める大規模化・法人化にはそぐわない地域であるといえる。そこで、以下では、TPP と農業との関係を一般的に論じるだけでなく、高知県内の農業経営への実態調査を通じて、TPP によって予想される影響や、農業経営から見えてくる真のニーズを明らかにしてみたい。

以下では、まず第 1 章で、TPP の大筋合意の内容や、予想される影響を紹介する。第 2 章では、TPP に対する安倍政権の農業政策を取り上げ、その内容と限界を説明する。第 3 章では、実際の農業現場の声を、コメ・畜産・野菜等を取り扱う高知県内の 3 つの経営体に焦点を当て、現在の取り組みと求められるニーズを明らかにする。最後は全体の内容を総括し、締めくくりたい。

第 1 章 TPP で何が起きるか

1. TPP 大筋合意の内容

まず、今回の TPP の大筋合意の農業関連の内容を確認しよう。表Ⅱ－1 は、今回の大筋合意の内容を纏めたものである。

表Ⅱ－１ 農林水産物の合意内容

	大筋合意内容	関税撤廃率
全体	2328 品目のうち 1885 品目で撤廃	81%
うち関税撤廃したことがあるもの	1494 品目のうち 1490 品目で撤廃	ほぼ 100%
うち関税撤廃したことがないもの	834 品目のうち 439 品目で撤廃	53%
重要 5 項目以外	248 のうち 221 品目	98%
重要 5 項目	586 のうち 174 品目	約 30%
米	米・豪産米に 7.8 万トンの輸入枠新設 ミニマム・アクセス米 6 万トンを米国に上積み	26%
小麦	米・加・豪産小麦に 25.3 万トンの輸入枠新設 輸入差益 45%削減	24%
牛肉	15 年目までに関税を 76%削減 (38.5%→9%)	73%
豚肉	高級肉は 10 年で関税撤廃 (4.3%→0%) 加工肉は 90%削減	67%
乳製品	バター・脱脂粉乳に低関税輸入枠新設 ホエー（乳清）の関税撤廃 ナチュラルチーズの関税撤廃	16%
砂糖	加糖調整品の輸入枠新設 でんぷんに特別輸入枠新設	24%

出所：農林水産省『TPP における関税交渉の結果』2015 年 12 月 25 日より作成。

日本の農林水産品のうち、関税ゼロになる品目数は、すでに関税ゼロのものを含め、発効直後に全体の 51%になり、最終的に 81%になる予定である。日本が「基本法農政」の下で力を入れてきた果樹や野菜をはじめ、主要品目は軒並み関税撤廃の波にさらされることになる。また、「聖域」とされたコメ、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要 5 項目についても、586 品目数のうち 174 品目が関税撤廃されることになった¹。

次に、重要 5 項目の大筋合意の概要を紹介する。コメは、米国（7 万 t）とオーストラリア（0.84 万 t）に無関税の輸入枠を新設する。麦は、輸入差益を 9 年目までに 45%削減する。牛肉は、現行で 38.5%の税率が 16 年後に 9%になる。豚肉は、高級部位の関税 4.3%を段階的に撤廃し、安い部位も 10 年後に 482 円/kg が 50 円に引き下げられる。乳製品は、米国、オーストラリア、ニュージーランドに低関税輸入枠（7 万 t）を設ける。甘味資源作

¹ 農林水産省『TPP における関税交渉の結果』2015 年 12 月 25 日、『高知新聞』2015 年 10 月 20 日付。

物は、調製金を 42.4 円から 39 円に削減される²。調整金の役割は、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援であるため、これが減らされることになる。

2013 年 4 月の国会では、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」が決議された³。ところが、今回の合意内容は、この国会決議の内容を反故にする内容であるといえる。

しかも、大筋合意が最終結果ではない。TPP には「TPP 委員会」が設けられて全体のチェックが行われる他、「物品の貿易に関する小委員会」で関税撤廃を促進することが謳われている。しかも、米・豪・加・ニュージーランド・チリの 5 カ国とは、合意内容を 7 年後に見直すことが決定している。仮に問題が発生しても、今後は関税引き上げや新たな関税の設定は禁止されており、セーフガードも、期限が来れば撤廃されることになっている等、発効すれば後戻りができない内容であることも、注視しなければならない。

2. TPP の影響予測

では、TPP が発効されると、日本の農家・農業・農村にどのような影響を及ぼすと予想されるだろうか。

第 1 に、農業の崩壊と食料自給率の下落が挙げられる。実際、農水省が大筋合意前に出していた試算によると、農業の減少額は 2 兆 6600 億円、農林水産業全体では 3 兆円に及ぶとの結果が公表されていた。また食料自給率は 40%から 27%へ、品目別に見ると、コメが 32%、牛肉が 68%、豚肉が 70%減少すると報告されていた⁴。海外から大量に安い農産物が流入すると、価格が暴落し、日本の農産物が売れなくなる。農家の収入が減るとともに、赤字経営となるため、農業で生活を成り立たせることは困難になり、離農も増える恐れが出てくる。高齢化が進んでいる中、若い新規就農者が求められているが、このような見通しでは新たに営農意欲を燃やす若者が新たに入ってくることは期待できず、一層担い手減少がすすむことになるだろう。こうなると、ブランドを確立していて元々収入が高い農家を除けば、就農者がいなくなり、全国的に産地崩壊と耕作放棄地の拡大につながっていくだろう。

また、TPP における悪影響は、農業のみにとどまらない。農業が崩壊すると、農家に資材を供給する資材産業や農産物を加工する食品製造業、生産物の流通を担う卸売業者といった農業関連産業にも、マイナスの波及効果が及ぶことが予想される。さらに、関連産業で働く労働者や中小企業経営者の所得も減少し、農業の比率の高い地域では、地域経済全般へも悪影響がもたらされるだろう。実際に、農水省が大筋合意前に発表していた試算結

² ここでは、次の資料も参照した。「サルでも分かる TPP 大筋合意『農業』」(<http://tpp.luna-organic.org/agriculture/>)、「食品安価へ 安全に懸念」『高知新聞』2015 年 10 月 6 日付。

³ 「衆・参 農林水産委員会による決議」。内閣官房 TPP 対策本部「TPP 協定交渉について」を参照 www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/siryoku/150831ver_siryoku.pdf。

⁴ 高知県農業振興部ヒアリング調査（2015 年 7 月 15 日）での配布資料に基づく。

果では、農業及び関連産業への影響は 7 兆 9000 億円程度の減少が見込まれていた⁵。

さらに、経済や社会だけでなく、自然環境や地域文化にも影響が及ぶ。農業には、単に生産機能だけでなく、多面的な機能がある。国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業が営まれることによって生まれる様々な機能のことである。農業に悪影響が及ぶと、必然的にこれらの様々な機能が崩壊する恐れがあるが、農水省の試算では、喪失額が 3 兆 7000 億円程度になると見込まれていた⁶。

その後、大筋合意後にも、地域レベルで最新の影響試算が公表されている。例えば、高知県は、コメや畜産の 7 品目が 45% 減少すると見込まれている。JA 全農こうちでのヒアリングによると、高知のコメ農家は大打撃を受けて陥没するだけでなく、全国の産地でコメから野菜へと生産のシフトが発生し、輸送園芸地帯としての高知の独自性が揺らぎ、野菜・果物の価格下落と農家への打撃がさらに深まることが懸念されている⁷。他に、「コシヒカリ」の産地である新潟県では、コメが 92 億円の減少、園芸産地である長野県では、レタスが 26 億円減少、ミカン産地で有名な和歌山県でも、柑橘類が 35.7 億円減少する等、主力品目を抱える産地を含めて軒並み打撃を受けるとの試算が出されている。他にも、関東の農業地帯である茨城県では、豚肉が 224 億円、鶏卵が 126 億円、レタスが 16 億円、ネギが 13 億円減少し、関西の農業県である滋賀県も重要 5 品目が 37 億円減少すると見込まれている⁸。

以上をまとめると、TPP が発効されると、日本の農業生産のみならず、関連産業の空洞化や多面的機能の崩壊等、自然・経済・社会・文化の多岐にわたってマイナスの波及効果をもたらすことは避けられないといえる。

第 2 章 安倍政権の農業政策と TPP 対策

1. 安倍政権の農業政策：「攻めの農林水産業」への転換

このような中、安倍政権では、「TPP 対策」を通じて、国際競争力に耐えられる農業を進めてきた。本章では、現政権の農政について検討する。

2014 年 6 月 24 日、政府は『日本再興戦略改訂 2014 ― 未来への挑戦 ―』を発表した。農業分野では、新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成をめざした「攻めの農林水産業の展開」と、「世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」を掲げている。

まず、「攻めの農林水産業の展開」では、①農業委員会・農業生産法人・農業協同組合のあり方を一体的に見直すことで、生産現場である地域において、自主性の発揮とスピード

⁵ 「国境措置撤廃による農産物等への影響試算について：農林水産省試算」（ウェブサイト：<http://www.ehime-chuoukai.or.jp/03agripolicy/tpp-effect.pdf>）

⁶ 同上。

⁷ JA 全農こうちでのヒアリング（2015 年 8 月 19 日）による。

⁸ 「県 国に中山間支援要望」『高知新聞』2015 年 12 月 18 日付、「JA 試算、329 億円減 13 年生産額の 14%」『毎日新聞（長野版）』2015 年 11 月 11 日付、「かんきつ農家、所得 3 割減 県が影響試算」『毎日新聞（和歌山版）』2015 年 11 月 18 日付、「農業生産額「40 億円減」TPP 影響、滋賀県が試算」『京都新聞』2015 年 12 月 2 日 22 時付、TPP で生産額 720 億円減 県の農林水産物で JA が試算」『東京新聞ウェブ版』2015 年 11 月 19 日付、「県米産への影響試算 県が対策本部会合」『毎日新聞（新潟版）』2015 年 12 月 2 日付。

感ある農業経営を可能にすること、②流通とマーケティング、6次産業化を含めた国内のバリューチェーンを再構築すること、③バリューチェーンを国際市場ともしっかり連結するとともに新たな国内市場を開拓することに総合的に取り組むことで、高い付加価値と強固なブランド力を伴いつつ、地域経済の牽引役たりうる攻めの農林水産業を展開するとしている。また、「世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」としては、①農地集積を担う農地中間管理機構の整備等、②生産調整の見直し等の改革の決定、③農林漁業成長化ファンド等による6次産業化の推進が挙げられている。

その上で、「新たに講ずべき具体策」としては、i) 生産現場の強化（①経営力のある担い手の育成、②農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革）、ii) 国内バリューチェーンの連結（①6次産業化の推進、②6次産業化等による畜産・酪農の成長産業化）、iii) 輸出の促進（①輸出環境の整備、②ジャパン・ブランドの推進、③輸出モデル地区・モデル品目等による成功事例の創出、④新たな国内市場の開拓）、iv) 林業・水産業の成長産業化等（①林業の成長産業化、②水産業の成長産業化）が述べられている⁹。

ここに挙げられている農政改革は、民主党政権時代の「我が国の職と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（2011年11月）における①持続可能な力強い農業の実現と②六次産業化・成長産業化・流通効率化を引き継ぐとともに、政権交代後における自民党の参議院議員選挙公約「農業・農村所得倍増目標10ヵ年戦略」（2013年4月）や「農林水産業・地域の活力創造プラン」（2013年12月、改訂版2014年6月）の延長線上にある政策である¹⁰。これら安倍政権の農政改革の特徴は、農地を集約して農業の大規模化をすすめるとともに、法人化ならびに農外資本の農業参入と六次産業化・バリューチェーン構築や輸出拡大を推進するための規制緩和を手段としながら、国際競争力のある「攻めの農業」を目指している点にある。

2. TPP 対策の発表

さらに、TPP 大筋合意後の2015年11月25日、政府は「総合的な TPP 関連政策大綱」を決定した。この政策大綱は、「TPP の効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策及び、TPP の影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするものである」としている。あわせて「農林水産物・食品輸出の戦略的推進」にも言及し、2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成も目標に掲げている。

この対策は大きく2つに分かれている。まず「攻めの対策」は、表Ⅱ-2のとおりである。①次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、②国際競争力のある産地イノベーションの促進、③畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進、④高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓、⑤合板・製材の国際競争力の強化、⑥持続可能な収益性の高い操業体制への転換、⑦消費者との連携強化、⑧規制改革・税制改正が挙げられている¹¹。

⁹ 『日本再興戦略』改訂2014——未来への挑戦——』2014年6月4日。

¹⁰ 自民党『農業・農村所得倍増目標10ヵ年戦略』2015年4月8日
(https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf098_1.pdf)。

¹¹ TPP 総合対策本部『総合的な TPP 関連対策大綱』2015年11月25日。

表Ⅱ－２ TPP 対策における「攻めの対策」

攻めの農林水産業への転換（体質強化対策） ＊農業分野のみの抜粋	
概要：関税削減による長期的な影響が懸念されるなかで、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。 目標：2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指す。	
次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成 農業者の減少・高齢化が進むなか、今後の農業界をけん引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を高め、力強く持続可能な農業構造を実現する。	高品質なわが国農林水産物の輸出等フロンティアの開拓 米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重要品目の全てで輸出先国の関税が撤廃されるなか、高品質なわが国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、六次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産物を推進する。
国際競争力のある産地イノベーションの促進 水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を生かして地域の強みを生かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。	消費者との連携強化 消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安心・安全な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。
畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進 省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上などの収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。	規制改革・税制改正 攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制のあり方を検証し、実行する。

出所：「(特集) TPP 大筋合意 暮らしへの影響を探る」『地上』2016 年 2 月号より作成。

また、「守りの対策」ともいえる「経営安定・安定供給のための備え」（重要 5 品目関連）は、表Ⅱ－３のとおりである。①コメに関しては、国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則 5 年の保管期間を 3 年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れること、②麦や大豆に関しては、新品種や栽培技術の導入、共同乾燥・調節施設の整備により、実需者の求める大豆・麦生産を推進すること、③畜産・酪農に関しては、輸入穀物依存体質から脱却し、国産飼料基盤に立脚した足腰の強い、高収益型の畜産・酪農を実現すること、④甘味資源作物に関しては、国産甘味料資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調製金の対象とすること等が掲げられている¹²。

¹² 農林水産省『TPP における関税交渉の結果』2015 年 12 月 25 日、『高知新聞』2015 年 10 月 20 日付。

表Ⅱ－3 TPP 対策における「守りの対策」

経営安定・安定供給のための備え（重要 5 品目関連）	
概要：関税削減等にたいする農業者の懸念と不安を払拭し、TPP 協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コストの削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営対策の充実等の措置を講ずる。	
米：政府備蓄米の運営見直し 国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府の備蓄米の運営を見直し（原則 5 年の保管期間を 3 年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。	牛肉・豚肉・乳製品：畜産・酪農の経営安定対策を充実 ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）および養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。 ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国 1：生産者 1→国 3：生産者 1）。 ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。 ・生クリームなどの液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化（準備金が整い次第、協定発効に先立って実施）したうえで、該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。
甘味資源作物：加糖調製品を調製金の対象に追加 国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調製金の対象とする。	
麦：経営所得安定対策の着実な実施 マークアップの引き下げやそれに伴う国産麦価格が下落する恐れがあるなかで、国産麦の安定供給を図るため、引き続き経営所得安定対策を着実に実施する。	

出所：「(特集) TPP 大筋合意 暮らしへの影響を探る」『地上』2016 年 2 月号より作成。

こうした「備え」とあわせて、財政対策として、農家減収に対する保険の導入も検討されている。災害や病虫害被害ばかりでなく、農産物が値下がりして減収になった場合も対象とするもので、農家の収入が急激に下がった場合、過去数年間の平均収入の 8～9 割程度になるように補填金を出すという制度である。保険料の支払については、農家に加えて国も半分程度負担する見通しである。この収入保険制度は、TPP の発効によって多くの農産物の関税が撤廃され、安価な海外産の流入が懸念されており、農家に安心感を与えることが目的であるとしている。ただし、短期的で根本的な解決にはならず、保険金を頼りにしてモチベーション向上には繋がらない恐れがあるという指摘もある¹³。

その他に、農家拠出金制度も挙げられている。この制度は、米国の「チェックオフ制度」を参考にしたもので、国内での消費拡大に必要な費用を生産者が負担するものである。日本でも、農家からの拠出金を集め、品目ごとに組織を作って、事業に取り組む方式を通じて、消費拡大や輸出促進に充てる制度を検討している。ただし、この制度が成立すると、農家の規模によっては効果の差が生じたり、新たな農家の負担となることも予想される¹⁴。

¹³ 「農家減収に保険検討。価格下落を補填」『高知新聞』2015 年 11 月 12 日付。

¹⁴ 「輸出促進、農家も拠出金。TPP に備え新制度検討」『日本経済新聞（電子版ニュース）』2015 年 10 月 18 日付。

以上を踏まえ、政府は同年 12 月 18 日に臨時閣議を開き、2015 年度補正予算案を決定した。3 兆 5030 億円のうち、TPP 対策に 3403 億円を割いて、農業の体質強化に力を注ぐとしている。TPP 対策費では、農林水産業の体質強化策が 3122 億円を占め、地域一体で畜産や酪農の効率化を進める事業に 610 億円を投じたり、農地の区画拡大等の土地改良事業の増額が盛り込まれた¹⁵。

しかし、あくまでも攻めの農業と守りの重要 5 品目という単純な施策にすぎず、史上最大の関税撤廃への不十分さや、地域を守ってきた小規模家族経営の保護の否定、中山間地域対策ならびに 5 品目以外での守りの政策の欠落等、日本農業全体としてはきわめて不十分な内容にとどまっているといわざるをえない。

3. 安倍農政改革による影響

では、こうした安倍農政改革と TPP 対策は、どのような効果をもたらすのだろうか。以下では、①規模拡大・法人化を通じた国際競争力強化と、②輸出拡大策に絞って検討する。

①規模拡大・法人化を通じた「攻めの農業」の効果

まず、「攻めの農業」から見てみよう。政府は、国際競争力に耐えられる経営規模拡大を図るべく、農地の集積を推進してきた。この政策の中心に位置するのが、2014 年に全国各地に設置された農地中間管理機構である。農地中間管理機構とは、農地を貸し出したい人(出し手)から、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手(受け手)へと農地を集約・集積を進める事業であり、通称「農地バンク」といわれている。では、こうした農地集積はどのような状況なのだろうか。高知県のケースを検討しよう¹⁶。

国は、各県ごとに農地の集約・集積目標を定めている。高知県は 1100ha であり、高知県独自の目標は 100ha と定めていた。しかし、実際のところ、2014 年度の農地の受け手希望面積は 412.2ha である一方、農地の出し手希望面積は 110.9ha であり、2014 年度のマッチング実績は 23.8ha、2015 年度早期マッチング見込みは 26.5ha にとどまった。その結果、高知県独自の目標の 20% しか達成できていないのが現状である。

マッチングのうまくいった地域は、四万十町(29 件)、南国市(24 件)、宿毛市(22 件)と偏りがある。作物の内訳は、半分が水稻であり、果樹が 4 分の 1 を占めた。その他は、野菜、サトウキビ、麦が挙げられる。経営主体別では、法人が 6 件、個人が 8 件であった。法人の例としては、原料のサトウキビ耕作を目的とする酒造会社の菊水や、店内で出すうどん原料の小麦の耕作を目的とするうどん屋の源水等の法人が挙げられる。

農地の集約・集積が進まない原因として、出し手側は自分が耕作しなくなった土地や交通の便が悪い場所の農用地から出す傾向がある一方、受け手側は現在持っている土地と同等かそれ以上の土地を求めているからであるということであった。そのため、実際にはうまくマッチングが進んでいないのが現状である。また、高知県の場合、山地面積が 83.8% を占めており、平場地域とは異なって中山間地域では機械が入らず、交通の便が悪いため、

¹⁵ 「補正 TPP 対策 3403 億円」『高知新聞』2015 年 12 月 18 日付。

¹⁶ 高知県農業公社でのヒアリング調査に基づく(2015 年 8 月 10 日)。

規模拡大には向いておらず、農地バンクの仕組みを用いた規模拡大は十分活かせるとはいえない。こうした理由から、高知県では農地の集約・集積がゆっくりのペースでしか進んでいない。

では、実際に農地バンク等を活用して農地の集積を図っているケースは、どのような特徴があるのだろうか。ここでは、県内の事例として、果樹の企業的経営を行っている有限会社大串農園を紹介する。

大串農園は、1996年に宿毛市で設立した農業法人である。もともとは1986年に現経営者の祖父が1.5haの畑で土佐文旦を40t生産していたが、全量宅配を目指して1987年に農協を脱退し、本格的な産直を目指した。そして、1996年に現在の法人を設立した。正社員は17名で、忙しい時期にはシルバー人材センターなどから派遣を50～60名雇っている。主力作物は、土佐文旦・夏文旦・夏小夏・デコリンである。デコリンとは、清見タンゴールとポンカンを交配させ、市場には一般的に「デコボン」の名前で流通している品種である。これを、大串農園では愛着を込めて『デコリン』の名前で呼んでいる。香りが良くて、皮も剥きやすく、食べると目覚めるような甘さが印象的で、人気の果物だそうである。また、加工品として、ジュースも作っている。他にもいろいろな加工品を作ったことはあるが、他の会社と同じような二番煎じでは儲けがないので、現在はジュースのみの加工を行っているという。

大串農園の年間販売額は、2014年は3億3000万円であり、3年連続で3億円越えを達成した。販売面の特徴は、直接販売にある。起業当初は、農協で規格外になった文旦を軽トラの荷台に乗せて販売を行ったとのこと、そこで世話をしてくれる人が付いたことで売れたそうである。ただ、良い物を売るときに時期が過ぎていて困ったこともあったとのこと、現在では産直販売をメインに行っている。産直販売のメリットとしては、評価が一目瞭然のため、社員のやりがい向上にもつながり、良い物を送ればリピーターとなってくれる人が増えるという点がある。現在ネットでの販売を中心に行っているようだ。

こうして、販売規模を拡大すべく、大串農園では、法人化以降、規模拡大を図ってきた。現在の耕作面積は30ha超である。注目すべきは、宿毛市以外でも農地を拡大してきたことである。具体的には、黒潮町、大月町、四万十市、宿毛市、愛媛県愛南町で農地を借りて、経営を行っている。現在も、上記の農地中間管理機構を通じて13haを黒潮町で借り受ける等、規模拡大を図っている。将来的には、日本ではまだ前例のない農業版M&Aを目指しているとのことであった¹⁷。

このように、農地中間管理機構を通じての政府の規模拡大策は、大規模法人経営にとってはメリットのある政策であるといえる。そして、こうした政策をさらに推し進めようとしているのが、「国家戦略特区」を通じた農地規制緩和と農外資本を含む規模拡大である。安倍政権では、農業を「岩盤規制」の1つと捉え、その突破口として位置付けられたのが、同特区なのである。農業に関連した事業としては、農業生産法人にかかわる農地法の特例を設け、法人が区域内の事業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立したり、特例農業法人となって区域内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行うことを推進する事業が挙げられる。

¹⁷ 有限会社大串農園でのヒアリング調査に基づく（2015年10月17日）。

表Ⅱ－４ 国家戦略特別区域における農業法人経営多角化等の促進事業

	企業名	所在地	設立・移転	営農作物等	会社概要
新潟市	株式会社ローソン	東京都品川区			1975年4月15日設立 コンビニエンスストア「ローソン」のフランチャイズチェーン展開
	株式会社新潟麦酒	新潟市西蒲区			1997年12月設立 ビール及び発泡酒の醸造・販売
	株式会社新潟クボタ	新潟市中央区			1964年設立 クボタ農業機械・エンジン・農業用施設機械・建設機械・住宅機器・緑化関連機器・一般自動車等の販売及び修理・整備、肥料農薬の販売、建築工事及び一般住宅の販売、各種自動販売機の設置及びメンテナンス
	株式会社WPPC	新潟市秋葉区			2014年設立 ベレットストア及び関連商品の販売、施工 小規模ベレットプラントの販売、レンタル
	株式会社セブンファーム新潟	新潟市江南区			2015年7月21日設立 規格外品等の販売と全量買い付け・地域との交流と食育への取り組み・「JGAP 認証」の取得と安全・安心の取り組み推進
	株式会社ars-dining	新潟市東区	特例農業法人に移行	露地野菜	平成22年11月1日(特例農業法人移行 平成27年7月31日) 同社が経営する居酒屋(畑や ひといち)で提供する枝豆などの生産
	株式会社アイエスエフネットライフ新潟	新潟市中央区			平成25年6月19日設立 平成25年8月1日事業開始 被害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区	平成28年2月		1987年4月1日設立 旅客鉄道事業 ・貨物鉄道事業・旅客自動車運送事業・索道業・旅行業・倉庫業・駐車場業・雑誌の出版等 上記の事業に附帯または関連する一切の事業、その他上記の目的を達成するために必要な事業
	株式会社ひらせいホームセンター	新潟市西区	平成28年1月		昭和54年2月設立 住関連用品、生活用品の小売業及びCDビデオDVDレンタル業

	企業名	所在地	設立・移転	営農作物等	会社概要
養父市	有限会社新鮮組	愛知県田原市		米等	1979年(昭和54年)設立 機械オペレーション・ナチュラル水耕栽培・特殊緑化・緑化サポート・栽培技術指導コンサルタント・海外事業実績・方法性化
	株式会社近畿クボタ	兵庫県尼崎市		米及び野菜	平成24年7月設立 農業用機械(トラクタ・コンバイン・田植機 等)・農業関連商品・農業施設などの販売および整備
	吉井建設有限会社	兵庫県朝来市		豆類及びハバネロ等	昭和42年設立 土木建設工事 公官庁より受注の一般土木工事及び建築工事 地元工務店様個人様より受注の住宅基礎工事及び外構エクステリア工事 農地での農作業の受託業務 地元農産物からなる新規商材の開発 肥料の開発製造
	オリックス株式会社及びやぶパートナーズ株式会社	東京都港区/養父市		野菜等	2015年6月5日設立100%子会社のオリックス農業株式会社・養父市100%出資のやぶパートナーズ株式会社・JAたじま・地元農業者の共同出資により、『やぶファーム株式会社』により設立
	ヤンマーアグリイノベーション株式会社	大阪府大阪市		ニンニク等	平成22年9月1日設立 1.農産物の生産、加工、販売2.農業経営および技術に関する教育、研修業務3.農業経営および生産法人経営に関するコンサルタント業務4.インターネット等の情報通信ネットワークを利用した農業マネジメントシステムの開発および販売、情報提供サービス5.農業機械および農・園芸生産施設ならびに設備の賃貸、販売、仲介6.農作業の代行、請負、委託
	株式会社姫路生花卸売市場	兵庫県姫路市		リンドウ及び小菊	昭和47年8月設立 生花全般、鉢花全般、植木全般、園芸資材全般
	株式会社マイハニー	養父市		養蜂	製造・メーカー(食料・飲料)
	株式会社アグリノベーターズ	養父市	平成27年10月	米や果樹等	2014年7月設立 畜産物、加工品の生産・販売・農業用肥料等の販売・農業機械、農機具販売・リース・農地整備・飲食店経営、食料品販売・旅館経営
	株式会社トーヨーエネルギーファーム	福島県相馬市	平成27年10月	トマト	2012年8月13日設立 自然エネルギー等による発電、電気の供給及び販売・発電に係る設備の設置、運用及び保守管理業務・各種イベントの企画・制作・運営業務等・調査研究及び情報提供等 ・有価証券の投資、取得、保有及び運用・前各号に係るコンサルティング業務 ・農業の経営・農業・畜産・林業・水産に係わる生産施設及び販売施設に関する事業・農業に関連する事業にあたっての次に掲げるもの ・前各号に付帯または関連する一切の事業
	山陽 Amnak 株式会社	兵庫県三木市	平成27年9月	米	1984(昭和59)年6月6日設立 タイル・建設用石材及び関連資材の販売・タイル工事・乾式タイル工事・石工事・サイディング工事・美装工事

出所：首相官邸「国家戦略特区」ウェブサイトより抽出 (<http://www.kantei.go.jp/jp>)。

表Ⅱ－４は、国家戦略特区のうち、「農業特区」の新潟市と養父市の参入企業をまとめたものである。特徴としては、株式会社ローソンや株式会社セブンファーム新潟、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社近畿クボタのように、コンビニやアグリビジネス等の域外資本が農業に参入する例が一目瞭然である。この政策が本格化すれば、地元の家族経営をなおざりにした域外企業による優良農地の独占が進むか、うまくいかなければ撤退が加速化して農地が荒廃するおそれがある。そして、たとえ地域内で生産が拡大しても、域外資本であれば地域の利益にならず、利益は本社のある域外に漏出するため、「地方創生」とは矛盾する結果を生み出しかねない。

②輸出拡大政策の効果

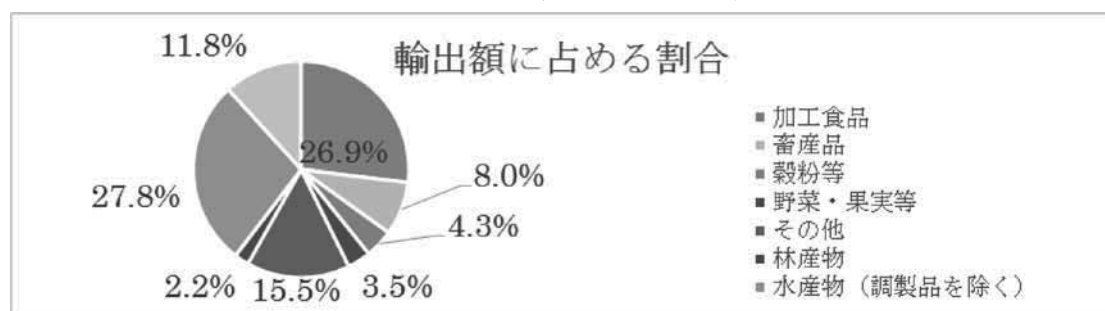
次に、農林水産物・食品輸出の戦略的推進策を見てみよう。図Ⅱ－1は、農林水産省の発表している2010年度の輸出速報値のグラフである。同図から分かるように、農林水産業の内訳で多いのは水産物（28%）や加工食品（27%）、日本酒等を含む「その他」（16%）で、コメや野菜・果実等生鮮品が占める割合はたった3.5%であることが分かる¹⁸。2014年の輸出総額6117億円のうち、農畜産物は6割弱の3569億円を占める。しかしその半分（1763億円）が、輸入農産物を主な原料とする調味料（みそ、しょうゆなど）やアルコール飲料などの加工食品である。畜産物（447億円）の6割は皮などの副産物で、穀物（272億円）のうち5割が小麦、即席めんといった輸入小麦を原料とする小麦製品が占める。つまり、この輸出には、輸入食品を加工したものが含まれており、TPP＝農林水産物の輸出拡大は過大評価であるといえる。実際、農業者に意味のある農畜産物の輸出額は900億円程度にとどまるとみられる。これは、農業総産出額（2013年で約8.5兆円）のわずか1%にすぎない¹⁹。

一方、政府は、TPPを通じて、「和牛を6000t輸出する」「日本茶を世界に広める」といった目標を掲げている²⁰。しかし、そもそも輸出額自体が僅少である上に、和牛の6000tは、現在米国から輸入されている牛肉のわずか3.3%にすぎず、日米間の牛肉貿易の不均衡解消にはほど遠い。また、日本茶の輸出相手国は、すでに関税がゼロというのが現状であるため、TPPが発効されたからといって、大幅な輸出につながるとはいえないだろう²¹。

以上、政府の農政改革やTPP対策は、大規模経営中心の施策に終始し、国内で多数を占める小規模家族経営は蚊帳の外であり、高知県等の中山間地域は政策対象外にしか見えない。また、TPP＝輸出拡大も、現在の輸出額の少なさや、輸出の中身を見ると、過大評価であり、関税撤廃に伴う国内農業の破壊を埋め合わせるには至らないことが考えられる。

では、日本の農業にとって、どのような農業政策が求められているのだろうか。次章では、ヒアリング調査に基づく高知県内の農業の取り組みから検討してみよう。

図Ⅱ－1 2010年度の日本の農林水産物・食品輸出（速報値）



出所：農林水産省「世界へ羽ばたく日本の輸出食品」（http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1104/spe2_01.html）より作成。

¹⁸ 農林水産省「世界へ羽ばたく日本の輸出食品」（http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1104/spe2_01.html）。

¹⁹ 「（特集）TPP 大筋合意 暮らしへの影響を探る」『地上』2016年2月号。

²⁰ 「輸出あてこんだ『攻めの農業』が“日本農業を救う”という大ウソ」『農民』2015年11月16日付。

²¹ 内田聖子・真嶋良孝「偽りの『大筋合意』TPPはいらない」『経済』2015年12月号、85－96頁。

第3章 高知の農業の実情とニーズ

本章では、高知県内の農業経営へのヒアリング調査をもとに、現場から見えてきた農家の現状と取り組み、TPP との関係について説明する。

表Ⅱ―5 は、TPP の影響を考慮しながら選択した調査先一覧である。今回は、コメや家畜、野菜等の作目の違いと、平場・中山間といった立地場所の違い、家族経営や集落営農、法人経営といった経営形態別の違いを組み合わせた調査を行った。以下、順に検討していこう。

表Ⅱ―5 ヒアリング調査先の概要

	1.吉延営農組合 (本山町農業公社)	2.斉藤牧場	3.南国スタイル
作 目	コメ	酪農	コメ・野菜等
立地場所	本山町（中山間）	南国市（中山間）	南国市（平場）
経営形態	集落営農	小規模家族経営	法人経営（JA 出資）

1. 「天空の郷」を通じた中山間でのブランド米づくり：本山町・吉延営農組合

まず、高知県長岡郡本山町でブランド米づくりに取り組んでいる集落営農・吉延営農組合と本山町農業公社の取り組みから見てみよう。

本山町は、県北部・嶺北地域の一角を占める地域であり、冷涼な気候が特徴の山間地域である。こうした地形・気候条件を反映して、本山町は第1次産業の盛んな地域である。そして、本山町農業公社は、「農業で生活できる所得を確保できるための仕組みづくり」を確立するために1994年に設立された。この公社の支援の下、本山町吉延地区にて、吉延営農組合が2006年に設立された。

吉延地区は、本山町の最南部に位置し、標高350~750mに位置している。地区の世帯数は48戸で、高齢化率40.7%である。しかし、この間の米価の低迷や離農者の増加、後継者問題により、地域の農業事情は年々厳しい状況に置かれた。そこで、同地区では、2000年から始まった中山間地域等直接支払事業による共同のコイン精米機と30台の草刈り機の導入、さらに、2005年の第2期直接支払事業を機に農業用機械の共同利用を始めたことを契機に、地域は営農組合設立に向けて大きく進み始めた。高知県が進める「こうち型集落営農」のモデル地区になると、高知県の補助率が3分の2と高率に適用されるため、組合にとってメリットは大きい。そこで、機械の共同利用の導入を進める一方で、集落営農が地域に認知されるよう集落代表や経営主だけに集まってもらうのではなく、若い世代や女性だけの話し合いなども取り入れ、幅広い意見を反映させる工夫をした。そのような取り組みの結果、2006年1月に25戸が参加し、正式に集落営農組織として吉延営農組合が設立

されたのである²²。

同組合の活動の柱の1つは、所得の向上・コスト削減を目指した機械・農作業の共同化であり、もう1つが、条件不利地域における危機的状況への打開策としてのコメのブランド化である。ブランド化とは、各地域の自然特性を利用しながら、他地域とは一味違うコメを栽培・商品化することである。まず、米・食味鑑定士協会²³（お米のソムリエ）の鈴木秀之会長による講演会を開催し、ブランド化の方向性について検討した。また、インターネットによる消費者の米購入状況調査や先進地視察などを行いながら、毎月1回協議会を開催し、栽培品種や販売戦略について検討を重ねた。こうして生まれたのが、「にこまる」「ヒノヒカリ」を棚田で育成した「天空の郷」である。しかも、単なるブランド化にとどまらず、この「天空の郷」は、2010年の「第7回お米日本一コンテスト in 静岡 2010」で、「にこまる」が最優秀賞を受賞したことによって、さらに注目されるようになった。実は、このコンテストで「コシヒカリ」以外の品種が最優秀を受賞したのは初めてであり、西日本産米の最優秀受賞も初めての快挙であった。この受賞により、「天空の郷」の注目度は一挙に高まり、全国から注文が殺到するようになった。そして、本山町内でも「天空の郷」の栽培を希望する農家の人が、2011年には37戸に増えていった。

現在も、「天空の郷」ブランドには、品質面へのこだわりが7つある。①徹底した栽培管理、②特別栽培米、③個別乾燥、④米選別機、⑤色彩選別機の使用、⑥食味分析機でのチェック、⑦室戸海洋深層水（にがり）の使用である。これに基づき、品質の統一に心がけている。また、単なる商品化にとどまらず、コメが生育する環境面にも配慮し、棚田という景観でのコメ作りを消費者に伝えるために、「田んぼアート」や「棚田コンサート」、「棚田散策ツアー」等、イベントを通して消費者にアピールできる機会をつくる取り組みも行っている。こうして、消費者に味だけではなく、コメが育つ環境・文化も伝えている²⁴。

このように、吉延営農組合は、TPPに勝てる大規模法人化とは対照的に、本山町農業公社の支援を受けながら、条件不利地域の地域性を活かしたコメ作りに集団で取り組み、それによって地域の課題に立ち向かっている。今後の課題は、農家の高齢化、担い手不足、放棄地解消であるとのことであり、こうしたニーズに即した農業支援策を講じる必要があらう。

2. 山地酪農による持続可能型家族経営：南国市・斉藤牧場

次に、畜産の1部門である酪農経営について、南国市の斉藤牧場を取りあげる。斉藤牧場は、南国市内の平場地域で水田酪農を経営していた斉藤陽一夫妻が、規模拡大の限界に悩んだ末、1968年に同じ市でも急勾配の雑木林を開墾して牧場を開き、以来自然の中で牛と共に歩む「山地酪農」を目指したのが出発点である。現在の放牧地面積は25ha・牧草地は5ha・牛の頭数は約50頭である。現在の牧場主は、2代目の斉藤佳洋氏であり、家族（妻・2男4女）で経営している。

山地酪農とは、山の斜面を開墾して芝を植え、牛を野生に近い形で育てる農法である。

²² 畦地和也「こうち型集落営農のモデル」『地域開発』2011年8月号を参照。

²³ 米・食味鑑定士協会（<http://www.syokumikanteisi.gr.jp/>）。

²⁴ 本山町農業公社でのヒアリング調査に基づく（2015年9月28日付）。

牛は山を自由に歩き、芝を食べ、その排泄物でまた芝が育つ。こうした持続可能な循環型酪農が特徴である。また、牛の飼料も、輸入濃厚飼料主体の他の酪農とは異なり、できる限り販売されている飼料に頼らず、牛本来の食性である草食主体で生育させている。それにより、山地酪農の牛は健康を保ち、自由に歩いて移動できることでストレスからも解放されるのである。牛舎での飼育ではなく放牧主体なので、牛たちが牛舎に入るのは朝晩 2 回の搾乳の時間だけという、従来の酪農には珍しいスタイルである。こうした酪農経営のキャッチフレーズを、同牧場では「基本的牛権の尊重」と称している。

斉藤牧場のこだわりは、こうした酪農スタイルに加え、牛乳も「ノンホモジナイズ」処理がされている点にもある。牛乳の中の脂肪をつぶして均質化する「ホモジナイズ」は、日本の牛乳のほとんどが行っているが、これだと生乳本来の風味が損なわれ、「牛乳くささ」が出てしまう。しかし、斉藤牧場の山地酪農牛乳ではホモジナイズをしていないため、さらっとしていて風味がよく、牛乳くささがない。牛乳嫌いな人ほど飲みやすく、おいしさがわかるのである。また、130 度 2 秒間の高温殺菌が普通の牛乳とは一線を画し、斉藤牧場では 65 度 30 分間の低温殺菌をするため、カルシウムやたんぱく質は損なわれず、身体への吸収率も優れている。

このように、自然環境にも、人間の健康にもやさしく、その土地でしか育たない牛を育成して牛乳を作っているのが、斉藤牧場のスタイルなのである。一方、懸念材料としては、TPP による副収入の減少である。牛肉の中でも和牛は高値で取引される反面、ホルスタイン牛は輸入牛肉と価格面で競合するため、安価な牛肉輸入増で副収入にマイナスの影響が出てきてしまう。そのため、斉藤牧場では、山地酪農牛乳だけでなく、食肉を含め、ファンをもっと増やすことが大きな課題であるとのことであった²⁵。

3. 放棄地の再生と地域貢献型経営：南国市・JA 出資型法人南国スタイル

最後に、南国市で野菜・多角的経営をしている JA 出資の農業法人である南国スタイルを取り上げる。同社は、2012 年に市内の耕作放棄地の再生と地域特産品の継承促進、農業で「食べていける仕事になる」ことを目的に、南国市農協の出資を受けて設立された。社員数は 9 名で、耕作面積は 15ha である。主な生産品目は、コメ・オクラ・キャベツ・大根など、多岐に渡る。

南国スタイルの特徴は、単なる生産法人ではなく、地域農業の SOS に応える組織である点である。例えば、設立 2 年目を迎えた春に、市内久礼田の植田地区でオクラを作っていたベテラン生産者の方が体調を崩したため、「畑の面倒を見てほしい」と依頼を受け、南国スタイルは引き受けることになった。「畝をととのえ、肥料もいれてある畑を、自分たちの若い世代に託したい」という生産者の思いに応えようとしたのである。つまり、南国スタイルは、収益性重視の単なる農業法人ではなく、耕作放棄地の再生や農家の高齢化・後継者不足などの地域農業の SOS に応え、担い手減少の改善や農家の手助けなど就農支援も行う地域貢献を尊重する法人でもあるのが、大きな特徴である。

もう一つの特徴は、地域へのこだわりである。例えば、南国市では、食育の一環として、

²⁵ 斉藤牧場でのヒアリング調査に基づく（2015 年 10 月 28 日付）。

地元米を炊飯器で炊く米飯給食等の地産地消給食を全国に先駆けて実施したが、そうした食材面での支援を同社は行っている。例えば、「甘い」と評判のニンジン²⁶は、南国市内の全小学校で給食のカレーなどに使われている。もう1つ、多品種の露地栽培を広めるだけでなく、伝統の産地を守っていくことにも、力を入れている。同市野田地区では、漬物用の大根生産が盛んで、竿に干す姿が冬の風物詩であったが、最近が高齢化で生産者が作れないという事態に陥ってきた。この大根はこの地域でしかとれず、漬物業者も困る事態となったため、南国スタイルは現在生産を行っている生産者に付いて作り方を習いながら、大根作りを継承する活動に乗り出した。こうした活動によって、「大根すだれ」と呼ばれてきたこの地域の冬場の干し大根が、引き続き残ることになったのである。

今後の課題としては、TPP が発効されても安心・安全面に力をいれ、他の商品とは違う付加価値を付けることに力をいれようと考えている。また、農家の収入が低く、若者が就農しても定着しないため、担い手と所得の向上を目指していきたいとのことであった²⁶。

おわりに

以上、TPP の推進とそれに合わせた国の上からの農政改革を把握した上で、実際の農業の現場・ニーズを、高知の視点から浮き彫りにしてきた。最後に、全体を纏めておこう。

第1章で明らかにしたように、TPP が仮に発効されると、後戻りのできない関税撤廃によって農業・農村に多大な損害が生じることは間違いないだろう。しかも、大筋合意が最終決着ではなく、今後の継続交渉でさらに関税が取り除かれることが決まっており、農業生産のみならず自然環境や地域経済・文化、さらには都市で暮らす消費者にも多大な影響が波及することが予想される。

それに対して、第2章でみたように、今の国の農政は、TPP 対策によって重要5品目を守る姿勢を示すとともに、規模拡大・法人化による「攻めの農業」を推進して国際競争力に打ち勝つこと、それに基づき日本からの輸出の拡大を推奨している。しかし、その恩恵は、農外資本を含む大規模経営に限られ、地域を支えてきた小規模農家や条件が不利な中山間地域は農政の外側にはじき出されている。特に、中山間地域が多く占める高知県では、TPP や今の農政によって、地域固有の農業・農村が廃れていくのは間違いないと考えられる。

では、現場の農業、特に条件不利地域を抱える農村には、どのような方針が求められるのだろうか。第3章では、特に条件不利地域を多く抱える高知県の農業現場から、上からの農政ではなく下から見た農政ニーズを検討した。特に、第3章では、TPP の広範な打撃を想定して、作目・経営・立地が異なる3タイプを取り上げ、具体的に論じてきた。それを纏めたのが、表Ⅱ—6である。いずれにも共通する点は、地域の固有性へのこだわり、適正規模、単なる利益追求を超えた活動目的、地域の持続可能性という目標という点である。したがって、今後必要な政策は、関税を撤廃してグローバル競争を推進し、国内農業では政策対象を狭めて大規模化・輸出拡大を進める「攻めの農業」ではない。むしろ①地

²⁶ 南国スタイルでのヒアリング調査に基づく(2015年9月7日付)。

表Ⅱ—6 調査経営体の特徴

	コメ・集落営農	酪農・家族経営	野菜等・法人経営
経営の特色	・ 棚田での生産 ・ 集落での共同化 ・ 地域性を活かしたブランド化	・ 山地酪農（自然交配、牧草飼料、糞尿の自然循環）、基本的牛権の尊重 ・ 低温殺菌・ノンホモジナイズ	・ 地域農業の SOS 支援 ・ 地域へのこだわり（地産地消、伝統製品の継承）
課題	・ 高齢化・放棄地 ・ 農業で生活できる仕組みの確立	・ 牧場の開拓・管理 ・ 副収入（食肉販売価格）の低下	・ 農業で生活できる雇用所得
展望・対策	・ 物語を付けてファンを増やす	・ 6 次産業化、ファンを増やす	・ 付加価値をつける

域に根ざしたその地域でしかできない農業の価値を再評価すること、②規模拡大・法人にこだわらず、多様な規模・多様な形態の農業経営を尊重すること、③地域の歴史的・文化的な蓄積を継承することによって持続可能な農業を支援すること、それによって多様な農業を維持し、豊かな農村地域を作ることが、今こそ求められよう。

さて、読者のみなさんは、商品選びをする際、何に気を付けて買っているだろうか。価格の安いものだけを選んでいないだろうか。一人一人が TPP の及ぼす広範な影響について問題意識を持ち、商品を選ぶときにも産地を見て、背景にある農家の営みや地域社会、自然環境を考えることが必要ではないだろうか。農業者のみに TPP 問題を負わせるのではなく、自らも当事者として TPP 問題を考えること。そうすることで、日本の農業や農村は再生され、私たちの食も豊かなものになっていくといえよう。

第Ⅲ部 TPP と医療——産業化か、公共性か——

はじめに

TPP がもたらす影響は、貿易や農業だけではない。TPP は全部で 30 章に分かれているように、実は関税障壁よりも法律・制度のあり方を変更する非関税障壁の撤廃の方が多くの割合を占めている。中でも問題視されてきたのが、医療への影響である。

TPP と医療の関係では、混合診療や医薬品価格の高騰、外国人医師・看護師の流入等、さらにはそれらを規定する制度変更が大きな議論となってきた。この間、加盟国の 1 つである米国は、TPP だけでなく二国間協議を通じて、日本の公的医療保険市場を米国資本等へ開放することを執拗に求めてきた。また、日本国内でも、「構造改革」のかけ声の下で、医療制度改革が進行してきた。こうした「改革」は、一体どのような影響をもたらすのだろうか。

そこで以下では、TPP・医療改革が医療現場にもたらす影響について、順に論じていきたい。まず第 1 章では、TPP や TiSA（新サービス貿易協定）を中心に、自由貿易協定と医療との関係について検討する。第 2 章では、米国の「外圧」と安倍政権の医療制度改革を軸に、日本国内の医療政策を追跡する。第 3 章では、TPP や医療政策に対する医療現場の意識を、全国レベルと地域レベルに分けて分析した上で、最後は全体を通して明らかになったことを纏めることにしたい。

第 1 章 自由貿易協定と医療

1. TPP と医療分野への影響

まず、自由貿易協定と医療との関係から紹介しよう。

最初に、TPP と医療分野との関わりから見ていこう。TPP とは、太平洋に隣接する 12 カ国間での経済の自由化を目的とした協定である。注意すべきは、TPP は貿易＝関税撤廃だけではなく、貿易以外の分野＝非関税障壁も交渉に含んでいる点である。これは、各国の様々な制度や規制を変えることで、貿易をスムーズに行うことを目的にしているからである。そして、国内制度・規制の 1 つとして、貿易とは表向き距離のある医療分野が入っているのである。

では、TPP では、医療分野はどのように扱われているのだろうか。日本政府は、2015 年 10 月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至った概要を公表している。そして、政府は、協定文書の概要において混合診療の解禁規定が入っていない等、医療分野への影響についてはあまりないという説明を行っている¹。しかし、ニュージーランド政府が協定文書 1000 頁、附属書 5000 頁を公表したのとは対照的に、日本政府は、日本語の正文と一部

¹ 内閣官房 TPP 政府対策本部『環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要』2015 年 10 月 5 日（http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou.pdf）。

附属書の仮訳のみを公表しただけで、全貌が明らかにされたとはいえない。特に、米国等 5 ヶ国と交わした二国間の協議文書が未公表のままである。その意味で、政府発表だけでは、依然として不透明な部分が多く、注意する必要がある。

その上で、TPP と医療の関係について、懸念される内容を紹介しよう。ここでは、市民団体が TPP テキストを独自に分析した内容を用いて紹介しよう²。

まず 1 つは、医薬品の知的財産権の保護である。TPP の大筋合意文書では、「医薬品の知的財産保護を強化する制度」として、①特許期間延長制度、②新薬のデータ保護期間のルール構築、③特許リンケージ制度が導入されると説明されている。①は、薬の市販承認までの期間が特許期間を「浸食」し、「不合理な短縮」が行われていると認定されると、特許期間を延長できるというものである。②は、新薬メーカーが医薬品規制当局に提出する臨床試験データ等を一定期間保護するもので、出願時が起点となる特許保護期間(20 年)とは異なり、市販承認申請時が起点となる。今回の合意では、8 年間になったと説明されている。③は、ジェネリック医薬品製造企業から製造販売承認申請があると、政府が特許を持つ新薬製造会社に通知し、特許権を侵害していないかどうかの確認を義務づける制度である。米国は、新薬開発を行う自国製薬会社の保護強化につながるような制度を求めてきたが、これらの制度はそうした要求に沿ったものである。これにより、データ保護期間中は、仮に特許の保護期間が満了していても、独自に臨床試験データを作成する必要が生じ、膨大な手間とコストがかかってしまうため、医薬品価格が高止まりし、ジェネリック医薬品の参入障壁になるという問題が生じるおそれがある(図Ⅲ-1)。

第 2 に、「透明性」と薬事行政への製薬企業の介入である。TPP 合意文書の第 26 章「透明性及び腐敗行為の防止」章の第 2 条では、次のような記述が見られる。

図Ⅲ-1 臨床試験データ保護期間の意義



出所：「なるほどなっとく TPP 壺のつぼ」

(http://www.iijan.or.jp/news/docs/tpp_tsubonotsubo4.doc)。

² 寺尾正之「医療分野」TPP テキスト分析チーム『TPP 協定の全体像と問題点 ― 市民団体による分析報告 ― Ver.1』2016 年 1 月 20 日。

- 1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係者及び利害を有する締約国が知ることができるような方法により速やかに、公表し、又は入手可能なものとすることを確保する。
- 2 各締約国は、可能な限り、次のことを行う。
 - (a) 自国がとろうとする 1 に規定する措置を事前に公表すること。
 - (b) 利害関係者及び他の締約国に対し、(a)に規定する措置の案に関する意見の提出のための合理的な機会を与えること³。

ここでの「透明性」は、国民が行政を監視して、汚職・不正がなく公正さが保たれるという意味ではない。企業等の利害関係者が、審議会等の政策決定過程に参加できることを指している。極言すれば、大企業が政府を「監視」するために、国の政策について様々な指摘を行うことができるといえる。例えば、日本では薬価は、厚生労働省の諮問機関である中央社会保険医療審議会で議論し、最終的に厚生労働大臣が決めている。こうした審議会に製薬業界関係者が介入し、さらに高い価格を要求することもありうるわけで、その結果、薬価が上昇することも予想される。

さらに、このことは、混合診療の実質解禁をもたらすおそれもある。「混合診療」とは、保険適用内外の治療が同時に受けられる制度である。現在は原則禁止であり、保険外診療では治療費は全額負担する必要がある。しかし、上記のように医薬品価格が高騰すると、公的保険財政を圧迫するため、保険外診療にとどめ置かれる可能性がある。保険外診療が拡大すると、民間保険に入れる人しか治療が受けられなくなり、医療格差が生じるおそれがある。既に歯科治療の一部で見られるが、このような事態が歯科以外でも起こるかもしれない。大筋合意での記者会見で、安倍首相は「わが国の国民皆保険制度は今後も堅持する」と発言した通り、日本の国民皆保険制度は TPP 交渉の対象外である。しかし、TPP によって、実質的に制度は空洞化するかもしれない。

第 3 に、ISDS(Investor-State Dispute Settlement)条項である。ISDS 条項は、投資家と投資受入れ国との間で紛争が起こった場合に、投資家が当該案件を国際仲裁裁判所に付託できる手続きを定めたものである。第 9 章「投資」で規定されているもので、TPP 参加国への進出企業が投資受入れ国側の突然の政策変更や資産収用などで不当な待遇を受ける事態が発生した場合、この ISDS 条項を通して問題の解決を図ることができる。しかし、このことは、仮に日本政府が公的保険制度を改正した後、米国の保険会社の商品の販売が落ち込んだ場合、企業が政策の変更を求めて日本政府を訴えるかもしれない。また、新薬販売額を抑える施策に対して、米国の製薬企業が訴える可能性もある。TPP などの国際条約は、憲法の定めにより、国内法よりも優位である。そのため、日本政府は訴えられないように法律や制度を自ら変更する方向に動くようになれば(萎縮効果)、日本の法律は国民を守るためではなく、多国籍企業が活動しやすくなる方向へ向かうだろう。主権者である国民が、自分たちで法律を作り、守ることができなくなることが懸念される⁴。

第 4 に、「ネガティブリスト方式」の採用と「ラチェット条項」である。第 10 章「国境

³ 内閣官房 TPP 政府対策本部『TPP 協定の暫定仮訳』2016 年 1 月 7 日、第 26 章 (http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/zanteikariyaku/160107_zanteikariyaku26.pdf)。

⁴ 中野和子「国民を守るための法律より企業を守る条約が優先される」『地上』2016 年 2 月号。

を越えるサービスの貿易」で、原則すべてのサービス分野を自由化対象にした上で、適用除外分野を列挙するネガティブリスト方式が述べられている。つまり、自由化しないことを明記するか「将来留保」にしなければ、自動的に自由化されるわけである。例えば、営利病院の自由化や、医師・看護師の資格の相互承認（クロスライセンス）などが、ここに当てはまるかもしれない。特に後者については、医療の教育水準の違いから、日本の医療水準が低下する危険もある他、公的医療保険の診療報酬では、外国人医師に高い報酬を支払えないため、病院は高額な自由診療を目指して混合診療の解禁を要求するか、自由診療しか行わなくなるかもしれない。国民皆保険の空洞化も引き起こしかねない。外国人医師にならって日本人医師も高い報酬を希望すれば、自由診療の病院に集中し、結果として医療崩壊につながるかもしれない。

また、第 10 章「国境を越えるサービスの貿易」には、ラチェット条項も導入されている。ラチェットとは、一定方向にだけ向かう「つめ車(歯車)」のことである。つまり、TPP が発効してしまうと、自由化に対して再規制をかけることが認められないのである。

以上のように、TPP は医療にとって重大な問題を起こすことが懸念されており、国内外で多くの批判が出されている。その代表例が、国境なき医師団（MSF）である。医療援助を提供する団体である MSF も、結核やマラリア、HIV／エイズなどの病気や、最も貧困で病気にかかりやすい人びとを苦しめる感染症の治療活動で、高品質・低価格のジェネリック医薬品を用いている。しかし、TPP は、新薬が特許による独占権によって守られ、製薬企業が高い価格を維持し、極めて重要な医薬品が途上国の人びとの手に届かない状態をもたらすおそれがあることから、命の格差をもたらす危険があると警告しているのである⁵。

2. TiSA と医療サービスへの影響

このように、TPP は医療制度を根本的に変え、私たちの医療環境があやうくなるおそれがある。実は、こうした自由貿易協定は、TPP だけにとどまらない。あまり知られていないが、現在協議されている重大な国際協定として、TiSA（新サービス貿易協定）を次に取り上げよう。これは、経済のグローバル化に伴い、私たちがイメージするモノの貿易とは異なるサービス産業・部門のグローバル化を念頭に置いた協定である⁶。

TiSA とは、WTO 有志諸国・地域による、サービス貿易のさらなる自由化に向けた協定の成立を目指しているものである。サービス分野に焦点を置いているのが特徴で、スイスのジュネーブで交渉が始まり、現在は図Ⅲ－2 が示すように、日本や米国を含む 23 の国・地域が参加している。

そもそも TiSA がスタートしたのは、WTO の GATS（General Agreement on Trade in Services）で、公共サービス部門を貿易自由化の対象としようとしたものの、ドーハラウン

⁵ 国境なき医師団「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定——医薬品入手機会への影響——」(http://www.msf.or.jp/about/access_campaign/pdf/MSF_Briefing_Note_TPP2013_JAP.pdf) 2013 年 2 月。

⁶ ここでは、坂口一樹「日本の医療を取り巻く外患・内憂——TiSA と安倍政権の成長戦略——」『世界』2014 年 8 月号、Scott Sinclair and Hadrian Mertins-Kirkwood, *TiSA versus Public Services*, PSI, 28 April, 2014(国際公務労連『TiSA と公共サービス』国際公務労連、2014 年 4 月)を参考にしている。

図Ⅲ－2 TiSA の参加国・地域一覧

日本、欧米、EU、オーストラリア、カナダ、チリ、台湾、コロンビア、コスタリカ、香港、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、韓国、スイス、トルコ

ド交渉では果たせなかったことが、背景にある。特に推進役としてこの交渉を訴えたのが、米国サービス産業連合（CSI）の元会長ロバート・ヴァスティンである。彼らの提唱で、WTO の枠組みの外で貿易自由化・競争市場化を復活させようと始められた。そして、CSI が多国間サービス企業のロビー・グループであるグローバルサービス連合（GSC）を通じて活動する中で、他の企業ロビイスト達からも TiSA 構想への支持を獲得するようになった。

2012 年に話し合いが始まり、2014 年 2 月半ばまでにはほぼ全ての参加国が交渉参加への意志を表明した。そして現在、TiSA の先駆けとなった GATS を超える、さらなるサービス貿易の自由化を目指して交渉が行われている。

TiSA は、他の貿易投資協定とは異なり、サービスの分野のみに焦点を絞っているが、その「サービス貿易」は非常に広範な内容を含んでいる。例えば、TiSA の協議事項としては、次のようなものがある。

GATS 第 1 モード：遠隔医療や遠隔教育、ネット賭博などの国境を超えるサービス

GATS 第 2 モード：観光や治療を受けるための渡航などの分野での国外における消費

GATS 第 3 モード：銀行が他国に支店を設置したり、多国籍企業が自治体の水道やエネルギー事業を行うなどの対外直接投資

GATS 第 4 モード：看護師や家政婦、企業幹部がサービスを提供するために外国に旅行するなどの人の一時的移動

ここでの議論の特徴は、一旦公共サービスを民営化した時、それが失敗だったからといっても元に戻せない「ラチェット条項」が TiSA には盛り込まれており、さらなる自由化を推進するテコになるということである。また、内国民待遇（自国民と同等の権利を相手国の国民・企業にも保証すること）やネガティブリスト方式（原則として規制がない中で、例外として規制品目を列記する）を採用することも、参加国にとってはかなりのリスクがある。その他にも、「交渉対象から特定分野をあらかじめ除外しないこと」「現行のルールを強化すること」等でも、すでに意見が一致している。

この TiSA が仮に正式に動き出すと、次のような問題が起こることが懸念される。第 1 に、公共サービスのほぼ全てが、企業の営利目的の対象となることである。例えば、水道事業や電気・ガス事業、医療、教育等は、現在は公有もしくは非営利のケースが多く、それによって公共サービスが安定し、支障のない暮らしを送ることができている。しかし、もし民営化や営利企業の参入が認められた場合、市場価格でサービスが提供されるようになり、貧富の格差によって利用格差が生じる等、私たちの生活に支障をきたす恐れが出てくる。そして、ラチェット条項が示すように、一度自由化・民営化に失敗したからといって、再

規制はできない。

第2に、内国民待遇を通じた外資の支配である。内国民待遇は、国内企業と同等の待遇を外国企業にも与えることを政府に義務付けるものであり、地域の自治体や事業体が住民のために行うサービスも、外資に開放することになる。たとえ形の上では非差別的であるような措置でさえも、海外の投資家やサービス提供者の「競争機会の平等性」に事実上悪影響があると見なされた場合には、規則違反として訴えられる可能性もあるのである。こうした TiSA の適応範囲には、医療サービスも含まれている。

このように、TPP 以外にも内密に動いている医療に関わる国際協定があることも、押さえておきたい。

第2章 日本の医療政策/米国の医療

1. 米国の医療市場開放要求

ここまで医療をめぐる国際的な動きを見てきた。続いて、本章では、日本の医療政策の変遷と、その将来像として懸念される米国の医療事情を検討する⁷。

まず、日本の医療政策を考える際に、考慮しておく必要があるのは、1章で述べた TPP と同様に、米国が大きな影響を与えているということである。1980年代の米国は、国内産業空洞化と日本からの集中豪雨の輸出を背景に、巨額の貿易赤字を抱えていた。米国はその対策のひとつとして、最大の貿易赤字国である日本に対して市場開放を迫っていった。さらに、貿易問題にとどまらず、国内経済構造を変革すべく、1990年代からは日米構造協議を開始し、国内制度の改変を迫るようになった。そうした対象の1つに医療も狙われるようになり、日本の医療市場に米国の企業を進出させ、国内経済の回復を図る方針を米国政府は打ち出していった。

米国の医療関連企業にとって、日本の医療市場には、様々な「参入障壁」があると捉えていた。その1つが、国民皆保険制度である。国民皆保険制度は、1961年より整備されたが、保険証さえあれば所得や身分に関係なく、だれでも適切な治療を受けられる制度である。しかし、米国にはこのような制度はなく、民間保険会社の市場対象である。そのため、医療保険が公的な制度でカバーされると民間保険会社に対する需要は高まらないことから、米国企業にとっては邪魔な存在であった。

また、日本では薬の価格も薬価基準制度によって公的に定められている。米国では製薬会社の独壇場であり、独自に価格を決定することができるが、日本ではそれができないため、この制度も高値で薬を販売したい米国の製薬会社にとっては参入障壁となっている。

そこで米国は、これらの障壁を取り除くために、さまざまな市場化要求を突きつけてくるようになった。まず、1986年に中曽根首相とレーガン大統領との間で開かれた「MOSS 協議」では、薬ならびに医療機器の市場開放要求を突きつけたのを皮切りに、1994年の村山政権時には、日米包括経済協議で混合診療の解禁ならびに公的医療費の削減要求を行った。さらに、1996年の橋本政権では、規制緩和・行政改革の一環として、保険事業に米国

⁷ 日米の医療問題については、堤未果『沈みゆく大国アメリカ ― 〈逃げ切れ！ 日本の医療〉 ―』集英社新書、2015年を参照した。

が参入できるような要求が行われた。

さらに、21 世紀に入ると、2001 年の「年次改革要望書」で、小泉政権に対して日本の医療に市場原理を導入することを要求した他、2010 年の鳩山政権でも、「外国貿易障壁報告書」の中で、日本の医療サービス市場を外国企業へ開放することを要求、2011 年の菅内閣でも「日米経済調和対話」の中で、「米国側関心事項」として、①新薬創出加算を恒久化し、加算率の上限を廃止すること、②最も成功した製品の価値を損なわないように市場拡大再算定ルールを廃止すること、③外国平均価格調整ルールの改定を要求していった。そして、2011 年には、米通商代表部が「医薬品へのアクセス拡大のための TPP 貿易目標」として、透明性や手続きの公平性、不要な規制障壁の最小化等を要求する等、次々と要求を繰り返していった⁸。

2. 日本の医療制度の改変

このように、米国による日本の医療制度への要求を見ていくと、TPP と軌を一にしており、米国の医療企業が進出できる場を提供することを目指して、医療市場の開放と公的医療制度の縮小を求めていることが分かる。では、これらの米国の要求が絶えない中で、日本政府はどのような対応をしてきたのだろうか。

表 Ⅲ－1 2000 年代以降の日本の医療政策の変遷

年	月	項目	内容
2001	6	経済財政諮問会議「骨太の方針」第 1 弾	①診療報酬体系見直し②病床数削減・機能分化高齢者医療の介護への移行③民間企業の病院経営参入④保険者と医療機関の直接契約容認⑤混合診療解禁⑥医療費総額の伸び率管理——など
	9	厚生省「医療制度改革試案」発表	①給付の見直し（被用者 3 割負担）②高齢者医療制度の改革（伸び率管理導入等）③保険者による直接審査——など
	12	総合規制改革会議「第 1 次答申」提出	①レセプト・オンライン請求の原則化②定額払い制度拡大③混合診療の導入④保険者による直接審査・支払い⑤保険者と医療機関の直接契約⑥株式会社の医療機関経営——など
2002	4	診療報酬改定	－2.7%〔本体－1.3%（医科＋1.3%）〕
	6	経済財政諮問会議「骨太の方針」第 2 弾	①診療報酬体系見直し②新しい高齢者医療制度の創設③保険者の統合・再編④介護保険制度推進のための見直し——など

⁸ 日本医師会『医療における規制制度改革に対する日本医師会の見解 — TPP 交渉参加表明に関連して —』2011 年 11 月 30 日。

	10	健康保険法等の一部改正施行 (2002年7月成立)	●老人一部負担：完全定率負担制導入。一定以上所得者の負担が2割に
2003	4	健康保険法等の一部改正施行 (2002年7月成立)	●被用者保険：7割給付(3割負担)に統一 ●被用者保険保険料：算定対象を総報酬制に DPC包括評価導入：特定機能病院等が対象
	4	構造改革特別区域法施行	
	5	保険者と医療機関の個別契約解禁	
	6	経済財政諮問会議「骨太の方針」 第3弾	【規制改革】①株式会社等による医療機関経営の解禁②混合診療拡大③医薬品販売体制の拡充④労働者派遣の医療分野への適用拡大(紹介予定方式の適用)⑤構造改革特区を通じた規制改革の加速化 【医療制度改革】①保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬体系——など、3月に閣議決定した「医療に関する基本方針」5つの具体化②「医療サービス効率化プログラム」の工程表作成と早期実施完全実施
2004	4	診療報酬改訂	－1.0%〔本体±%(医療±0%)〕
	6	経済財政諮問会議「骨太の方針」 第4弾	①「医療に関する基本方針」の早期実施②高齢者医療費の適正化③「医療サービス効率化プログラム」の完全実施④中医協のありかた見直し 【介護保険制度改革】①介護予防の重点化②在宅認知症ケア、施設の個室、ユニット化推進③ホテルコスト、利用者負担の見直し——など
	9	経済財政諮問会議： 小泉首相が混合診療の解禁指示	
	10	構造改革特区法改正施行	株式会社が自由診療で「高度な医療」を行う医療機関を開設できる特例規定を施行
	12	厚労省と規制改革担当相の閣僚折衝	混合診療解禁を部分解禁(特定医療費制度を拡充)することで合意。具体的には、①国内未承認薬(早期治験実施)②先進医療③制限回数を超える医療行為——が対象(2005年3～10月に施行)
2005	6	経済財政諮問会議「骨太の方針」 第5弾	【医療制度改革】①医療費の“伸び率管理”②2006年度中の医療制度改革断行③社会保険庁改革④中医協改革(公益委員の強化と機能の明確化)

	10	介護保険制度改正施行	介護保険 3 施設等の居住費、食費を保険給付の対象外に
	10	厚労省「医療制度構造改革試案」発表	①予防重視の医療提供体制実現②医療費適正化対策（都道府県が 5 ヶ年の医療費適正化計画を策定・実施）③都道府県単位での医療被保険者の再編統合④新高齢者医療制度創設⑤診療報酬体系の見直し——など
	12	政府・与党「医療制度改革大綱」発表	先の厚労省試案に沿ったもので、①「伸び率管理」は 5 年程度の中期的な医療給付見通しを指標とする(GDP との連動は曖昧) ②中医協委員の団体推薦制を廃止する——等明記
	12	厚労省「医療病床の将来像について」発表	2012 年までに介護療養病床を廃止し、医療療養病床を 25 万床から 15 万床に削減する方針を明示
2006	4	診療報酬改定	－3.16%〔本体－1.36%(医科－1.5%)〕
	6	医療改革関連法（健康保険等一部改正・医療法等一部改正）成立	【医療費適正化の総合的な推進】①医療費適正化計画の策定②保険給付の内容・範囲の見直し（高齢者の患者負担の見直し、療養病床の高齢者食費・居住費引上げ、高額医療・高額介護合算制度の創設など）③介護療養型医療施設の廃止——など 【高齢者医療制度の創設】①後期高齢者(75 歳以上)医療制度の創設②前期高齢者（65～74 歳）の医療費に係る財政調整制度の創設
	7	経済財政諮問会議「骨太の方針」第 6 弾	【社会保障の一体的見直し】社会保障番号制の導入と社会保障個人会計の検討 【医療制度改革】①医療提供体制の整備（医師確保、夜間・救急への対応等）②医療費適正化（生活習慣病対策、長期入院の是正等）③医療サービスの質向上・効率化④健康フロンティア戦略・ライスサイエンス研究推進⑤がん対策基本計画作成——など
	10	健康保険法等の一部改正施行（2006 年 6 月成立）	●70 歳以上現役並み所得者：2 割→3 割負担 ●高額療養費・高額医療費：負担限度額引上 ●入院時生活療養費導入：70 歳以上の療養病床入院患者の食住費自己負担化 ●特定医療費の廃止と保険外併用療養費の創設
2007	4	健康保険法等の一部改正施行（2006 年 6 月成立）	●保険料等算出の標準報酬月額の上限引上等 ●任意継続被保険者への給付内容削減

	6	経済財政諮問会議「骨太の方針」第7弾	【規制の集中改革プログラム】①レセプト・オンライン請求システムの標準化②審査、支払業務の見直し③医師と他の医療従事者の役割分担見直し 【医療制度改革】①医師不足のための緊急対策②小児医療、周産期医療の充実③緊急医療体制の整備④医療制度改革⑤「新健康フロンティア戦略」推進⑥「がん対策推進基本計画」推進
2008	4	診療報酬改定	－0.82%〔本体＋0.38%(医科＋0.42%)〕
	4	健康保険等の一部改正施行 (2006年6月成立)	●後期高齢者医療制度の創設 ●高額介護合算療養費制度の新設 ●保険者による特定健診の実施
	6	経済財政諮問会議「基本方針2008」	【現行制度の効率化】①2007年に策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストの最大級の低減を図る（後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、医療のIT化推進、社会保障カードの導入等）【重要課題】①緊急体制の一層の整備②医師不足解消③福祉施設や健康対策等の推進④「がん対策推進基本計画」推進⑤介護従事者等のキャリアアップの仕組みの導入や資格・経験を踏まえた評価による処遇の改善等
	11	社会保障国民会議「最終報告書」	①サービス供給体制の計画的整備、②専門職種間の役割分担、③診療報酬・介護報酬体系の見直し、④マンパワーの計画的養成・確保
2009	6	経済諮問会議「基本方針2009」	【成長戦略】イノベーションプラン（未承認薬等の開発支援・承認審査の迅速化、新型インフルエンザワクチン開発・生産期間短縮等）推進 【安心社会の実現（中期プログラム）】①社会保障番号・カードの導入②医療機関の役割分担・機能分化推進③医師事務作業補助者の配慮④都道府県医療計画の改定に向けた急性期医療の新たな指針作成⑤「選択と集中」に基づいた診療報酬の配分見直し、救急、産科等の体制強化⑥チーム医療・役割分担の積極的推進等
	9	衆議院総選挙と民主党政権の誕生	5年間行われてきた社会保障費2200億円削減の撤廃や後期高齢者医療制度の廃止、消費税

			率の現状維持とムダの削減、天下りなどを訴え、民主党政権が誕生
	12	規制改革会議「最後の提案書」	①総合診療医の提案②診療看護師(仮称)の提案③外国人医師の養成④保険収載範囲の見直し⑤保険診療と保険外診療の併用の禁止見直し⑥保険者の統廃合と直接審査などによる保険者機能強化⑦厚生労働省の一元管理からの脱却⑧医療を成長産業と捉え国際競争力強化等
2010	4	診療報酬改定	+0.19%〔本体+1.55%(医科+1.74%)〕
	9	政府/介護療養病床の廃止の見直し	介護療養病床の廃止(2011年末)を見直すことを決定(2011年2月に、2018年3月までの延長が決定)
	11	T P P(環太平洋連携協定)	A P E C会議で菅直人総理が協議を開始する旨を表明
2011	1	「社会保障・税番号制度」正式決定	社会保障分野(年金、医療、福祉、介護、労働保険)、税分野(国税、地方税)災害対策分野(被災者生活再建支援金の支給)などで利用される(2006年1月開始)
	2	「総合特別区域法案」閣議決定	①特区の指定区域で、工業地域内の病院開設を可能とする②地域活性化総合特区の指定地域で、特別養護老人ホーム数が不足している場合、民間事業者でもP F I方式で特養を設置することを可能とする等
	4	政府/規制・制度改革に関する方針(閣議決定)	【医療関連】①医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し②医師不足解消のための教育制度改革③医療行為の無過失補償制度の導入④医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施等 【介護関連】①居宅サービス事業所における総合サービスの運営②給付限度額を超えて利用する場合の利用者負担の見直し等
	6	政府「社会保障改革検討本部」	社会保障・税一体改革案を決定。具体的には、①2010年半ばまでに段階的に消費税10%へ引き上げ②自己負担割合を含む高齢者医療制度の見直し③「受診時定額負担」導入④OECD諸国水準を踏まえた医療費制度設計等

	7	政府「行政刷新会議」	規制・制度改革について、各府省と合意に至ったテーマを承認、政府が閣議決定。医療関係は①地域医療計画の基準病床等の見直し、②高額医療費の見直し(外来診療の現物給付)
2012	2	政府・行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」	規制・制度改革の重点フォローアップ項目を発表。医療機関は、①保険外併用療養の範囲拡大②再生医療の推進③ドラッグラグ、デバイスラグの解消④ICT（情報通信技術）の利活用推進⑤一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し⑥訪問看護ステーションの開業要件の見直し⑦医薬品・医療機器の審査手続きの見直し——の7テーマ
	4	診療報酬改定	+0.004%〔本体+1.379%(医科+1.55%)〕
	7	政府「日本再生戦略」閣議決定	医療・福祉分野において、2020年までに50兆円の需要創造と284万人の雇用創造が目標。重要施策は、①革新的医薬品・医療機器創出のためのオールジャパンの支援体制、臨床研究・治験環境等の整備②医療機器・再生医療の特性を踏まえた規制・制度等の確立、先端医療の推進等
	8	社会保障・税一体改革関連成立	消費税増税法案では、消費税を2014年4月1日から8%に、2015年10月1日から10%に引き上げる（→10%の引き上げについては、その後、2017年4月への延期が決定）
	12	衆議院総選挙	自民党が単独過半数を上回る294議席を獲得して圧勝。3年3か月ぶりに政権復帰。民主党は57議席で惨敗。
2013	6	規制改革会議「規制改革実施計画」閣議決定	①先進医療の大幅拡大(保険外併用療法の拡大を意味する。今秋を目途にまず抗がん剤から開始)②医療のICT化（遠隔医療を推進すべく、診療報酬の算定を認めるよう中医協で検討）③カルテ・処方箋の電子化
	6	経済財政諮問会議「骨太の方針」閣議決定	①社会保障支出の聖域なき見直し②中福祉・中負担目標③医療・介護のICT化
	6	産業競争力会議「成長戦略・日本再興戦略」	①保険外併用療養の拡大②「日本版NIH」の創設（医療分野の研究開発において司令塔機能を担う）③一般用医薬品のインターネット販売解禁等
	7	TPP交渉会合	他国の承認を受け、日本が初参加

	8	社会保障制度改革国民会議「報告書」閣議決定	医療・介護分野改革の方向性は、「病院完結型」から「地域完結型」への転換。具体策は、①実質的なフリーアクセスの制限②ゆるやかなゲートキーパー機能を備えた「かかりつけ医」の普及③紹介状のない大病院受診への「一定額の負担」等
	10	国家戦略特区「規制改革方針」	国家戦略特区内で行う規制・制度改革を決定 ①医学部新設②国際医療拠点における病床の新設・増床の容認③保険外併用療養の拡充等
	12	「プログラム法」成立	社会保障制度改革国民会議の報告書を踏まえて、社会保障制度改革の内容と実施時期を示したもの。 医療提供体制(2014 年通常国会に法案提出/2014～2017 年度に順次実施) ①病床機能報告制度の創設②地域医療ビジョンの策定や実現のための措置③新たな財政支援の創設④医療法人間の合併や権利の移転に関する制度の見直し等 医療保険制度(2015 年通常国会に法案提出/2014～2017 年度に順次実施)①国保の財政支援拡充②国保保険者を都道府県移行、③被用者保険の後期高齢者支援金の全面総報酬割導入④70～74 歳までの医療費自己負担と高額医療費見直し等 介護保険制度(2014 年通常国会に法案提出/2015 年度を目途に実施) ①地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の見直し②要支援者への支援の見直し(市町村事業への移行) ③一定以上所得者への利用者負担の見直し④低所得者の介護保険料負担軽減等
2014	4	診療報酬改定	+0.1% (－1.26%) [本体+0.73% (+0.1%) 医科+1.74% (+0.11%)]
	4	70～74歳の窓口負担の引き上げ(1割→2割)	4月以降に70歳となった人から順次実施(健康保険法等改正)
	6	「患者申出療養制度」創設合意(2015年法案提出)	

	6	「医療・介護総合確保推進法(一括法)」成立	2025 年に向けた改革として、医療法や介護保険法など関係法律 19 本を改正 ●都道府県ごとの基金「新たな財政支援制度」創設（介護施設促進法/2014 年 4 月 1 日施行） ●病床機能報告書制度の創設（医療法/2014 年 10 月 1 日施行） ●持分なし医療法人への移行推進策（良質な医療提供体制のための医療法等一部改正/2014 年 10 月 1 日施行） ●地域ビジョンに基づく病床数の整備（医療法/2015 年 4 月 1 日施行） ●一定所得以上の高齢者の介護費の自己負担引き上げ（1 割→2 割）（介護保険法/2015 年 8 月 1 日施行）
	6	経済財政諮問会議「骨太の方針」閣議決定	①社会保障給付の効率化・適正化②医療費適正化計画の見直しを検討等
	6	産業競争力会議「日本再興戦略（成長戦略改訂版）」閣議決定	①患者申出療養制度②非営利ホールディングカンパニー型法人制度（HD型法人制度）（仮称）の創設等
	6	規制改革会議「規制改革実施計画（第二次答申）」の閣議決定	①患者申出療養制度創設⑦ 対 1 病院の限定化等
	10	「病床機能報告制度」の開始（初回の報告）	
	12	衆議院総選挙	自民党が単独過半数を上回る 290 議席を獲得。与党が定数の 3 分の 2 を超えた。
2015	1	新たな難病医療費助成制度の施行と小児慢性特定疾患の医療費助成改正	難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉
	4	介護報酬改定－2.27%	
	5	「医療保険制度改革法案」成立	国民健康保険法など 5 本の改正案をまとめた一括法 ●協会けんぽの国庫補助率安定化（健康保険法/2015 年 4 月 1 日施行） ●後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入（高齢者医療確保法/2015 年 4 月 1 日・2017 年 4 月 1 日施行） ●患者申出療養の創設（健康保険法/2016 年 4 月 1 日施行） ●紹介状のない大病院受診者への定額負担（健康保険法/2016 年 4 月 1 日施行）

			●入院時食事療養費の患者負担引き上げ（健康保険法/2016年4月1日施行） ●所得水準の高い国保組合の国庫補助の引き下げ（国民健康保険法/2016年4月1日施行）
6	経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太の方針）」の閣議決定		①療養病床の地域差是正②外来医療費の地域差の分析・適正化③都道府県別1人当たり医療費の差を半減④インセンティブ改革による生活習慣病の予防・介護予防、給付の適正化⑤公的サービスの産業化——など
6	産業競争力会議「日本再興戦略（成長戦略）改訂 2015」閣議決定		①公的保険外のヘルスケア産業の創出支援②医療等分野における番号制度の導入③データのデジタル化・標準化の推進④医療の国際展開の推進——など
8	介護保険の自己負担引き上げ（一定以上所得者が対象。1割→2割）		介護保険法改正
10	T P P 大筋合意		医薬品データの保護期間を8年にすることで合意（日本は現状維持）。混合診療拡大については、今回の交渉には含まれず。

出所：「(特集) NO と言えない医療制度改革」『保険診療』第71巻第1号(通算 1514号) 2016年1月号より作成。

表Ⅲ－1は、2000年代以降の日本の医療政策の変遷を示したものである。特に、現在の安倍政権では、医療を労働・農業とならぶ「岩盤規制」と称して、ドリルで岩盤に穴を空けるという表現を用いながら、医療制度の規制改革を進めようとしている。では、どのような方針をとっているのか。「日本再興戦略」の医療・介護分野のメニューを見てみよう⁹。

①非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

現状では、原則非営利で運営され、医師個人しか出資者になれない医療機関経営への出資規制の緩和を掲げた政策である。これにより、医療現場も営利を追求する企業が運営できるようになる。また、日本の医療市場に参入したい米国の企業にも恩恵が生まれる制度であるといえる。

②公的保険外のサービス産業の活性化

慢性期医療（生活習慣病関連）にかかる医療費を、公的保険外のサービスを活用した予防・健康管理にシフトさせる。公的保険外の運動・食事指導サービスを活性化させ、医療の分野に新たな市場を創出する政策である。

③保険外併用療養費制度の整理・検討

日本の公的医療保険の給付範囲を縮小・固定化し、給付範囲外になった部分を民間医療保険その他関連サービス産業の新たなマーケットとするための政策である。

⁹ 『日本再興戦略 改訂 2014』2014年6月24日を参照。

以上のように、日本の医療政策を見ていくと、米国の要求に沿う形で医療市場開放に向けた規制改革が進められ、医療の自由化・営利産業化を指向していることがうかがえる。

1章で述べた TPP や TiSA、本章の米国による日本の医療市場開放の「外圧」に加えて、内側からも医療制度を変えようとする動きが着々と進んでいるといえる。おそらく、その行き着く先のモデルが、現在の米国の医療であろう。次節では、米国の医療の現状について、紹介しておこう。

3. 医療の営利産業化の実態：米国の医療を例に

政府の公的規制が弱く、医療の営利産業化が進んでいる現在の米国の医療には、次のような問題が存在している。

第1に挙げられるのは、米国には日本のような国民皆保険制度が存在しないという点である。米国には、65歳以上の高齢者と腎疾患を抱える一部の障害者を対象とした「メディケア」と、所得水準が著しく低い人々を対象とした「メディケイド」という2つの公的医療保険が存在している¹⁰。しかし、全国民を対象とする公的医療保険制度は整備されておらず、自衛策として、国民の大半は民間の保険会社が提供する保険に、個人または勤務する会社を通じて加入するというのが一般的である。しかし、この民間保険の毎月の保険料は高額であるため、保険料が支払えず無保険状態にある人々が、現在米国には約5000万人いると言われている¹¹。しかも、米国の医療費は大変高額であるため、無保険者にとっては医療費の支払いは多大なコスト負担になってしまう¹²。そのため、無保険者は、必要な医療サービスの利用を抑制する人が多い他、医療サービスを受けた場合には未払いの医療費を支払うために多額の借金をしてしまい、最後には破産するといった問題が頻繁に生じている¹³。

第2に挙げられるのは、米国の民間保険会社が提供する保険には、ランクが存在するという点である。そのため、たとえ民間の保険会社が提供する保険に加入することができたとしても、この民間保険は毎月の保険料の額によってカバーする治療の範囲が異なっている。したがって、より高い保険料を支払えば、受診できる病院や受けられる治療の幅は広がるが、逆に保険料の安い保険にしか加入できなければ、受診できる病院や受けられる治療は限られてしまう。

第3に挙げられるのは、民間保険会社が保険金の給付を渋るケースがあるという点である。もし病気になって治療が必要になったとしても、確実に保険会社から保険金が入ってくるというわけではなく、利益を求める保険会社側が保険金の給付を渋ったり、患者が必要とする治療を拒否するというケースも多く見られている。

このように、現在の米国の医療制度には、様々な欠陥が存在している。その結果、国民の間で、安全で質の高い医療を受けられる階層と、限られた医療しか受けることができない階層とに分かれてしまっている。このような医療格差は、最後には命の格差につながっ

¹⁰ 久本貴志ほか『アメリカの財政と福祉国家 第4巻 アメリカの貧困と福祉』日本経済評論社、2006年、124-125頁。

¹¹ 堤未果『沈みゆく大国アメリカ』集英社新書、2014年、33頁。

¹² 久本貴志ほか『アメリカの財政と福祉国家 第4巻 アメリカの貧困と福祉』日本経済評論社、2006年、115頁。

¹³ 同上書、115-116頁。

てしまうと言えるだろう。

TPP や TiSA、安倍医療制度改革が今後進んでいけば、こうした米国のような医療の姿に変わるかもしれない。では、医療現場では、実際にどのような反応を示しているのだろうか。次章で検討したい。

第3章 営利産業化で揺れる医療の現場

1. TPP に関する医療関連団体の意見表明

まず、TPP について、日本の医療団体が政府に提出した意見を基に、医療現場での動きを確認しておこう。

政府に意見書を提出した医療団体は、7 団体ある。主に病院や医師会、医療機器団体が提出している¹⁴。その中で、TPP への賛成意見を提出しているのは、日本医療機器工業会、日本医療機器産業連合会、製薬団体連合会等である。意見としては「特許期間の延長制度の導入に賛成」「知的財産において、日本と同様の制度を求めている」（日本製薬団体連合会）、「サイバーセキュリティの急激な規制が海外の参入障壁とならないように、十分な説明をしてほしい」（日本医療機器産業連合会）等が挙げられる。あくまで TPP は業界のビジネスチャンスの拡大につながるという意見である。

一方、反対意見については、日本医師会、薬剤師会、歯科医師会、病院会等が主張している。主な意見を取り上げると、まず、制度的事項に反対する意見である。例えば、「公的医療保険制度は現状のまま維持すべき。混合診療の全面解禁の反対」（四病院団体協議会）、「医療への株式会社の参入についての懸念」（日本医師会）、「医師免許の相互認証（クロスライセンス）についての懸念」（四病院団体協議会）が、代表的なものである。もう 1 つ、投資や知的財産事項についての意見も、多く見られた。例を挙げると、「薬価や医療技術の特許期間の延長、特許薬の高価格の維持と独占的権利の強化についての懸念」（日本医師会）、「ジェネリック医薬品の使用促進策が阻害され、薬剤費が高騰して公的医療保険制度が崩壊することへの懸念」（日本薬剤師会）が主な意見であった。

このように、賛成意見は、製薬団体や医療機器団体といった医療関連産業が中心であり、TPP の効果が自分たちの企業の利益に繋がることを意識した主張である。一方、反対意見では、医師会や薬剤師会などの医療従事団体を中心であり、TPP の影響で起こり得る医療の営利産業化への懸念に力点を置いていることがうかがえる。

2. 医療現場の声：高知県でのヒアリング調査を中心に

では、TPP や政府の医療改革をめぐる議論が行われている中、実際の医療現場ではこの動きをどのように感じているのだろうか。今度は、業界団体から医療現場まで下りて検討する。ここでは、私たちが暮らす地域である高知県の医療団体や医療従事者にヒアリングを行った結果を紹介する。医療とは、まさに地域での生活に関わる問題であり、

¹⁴ 内閣官房政府対策本部（<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/dantai-iken.htm>）2015 年 11 月 10 日閲覧。

それゆえに実際の状況が一層浮かび上がると考えたからである。ヒアリング先は、高知県医師会、高知県薬剤師会、社会医療法人近森会近森病院、マクドナルドハウス高知、高知医療生協潮江診療所の 5 つの団体である。

（１）高知県医師会・高知県薬剤師会¹⁵

まず、医師会と薬剤師会のヒアリング結果から見ていこう。

TPP については、医師会・薬剤師会ともに反対の意向を示しており、ロビー活動をしたり、政府に意見書を送るなどの活動をしている。その理由として、TPP には様々な懸念事項があり、日本の公的医療制度の崩壊に繋がるのではないかと示された。

特に重大な懸念事項としては、薬価や医療技術の特許期間の延長や、医療関連産業による独占的権利の強化への懸念がまず挙げられた。次に、ISDS 条項で外国企業が日本政府の政策に訴えを起こし、国民を守る規制が取り除かれてしまうのではないかと、また、外国の保険会社の参入により、民間医療保険が拡大するのではないかと懸念も挙げられた。

さらに、重大な問題として紹介されたのが、様々な懸念が挙げられるにもかかわらず、TPP の内容は秘密交渉で未だ不透明な点が多いということである。そのため、どのようなことが議論されているのかといった事実が把握できず、TPP 対策も政府に任せるしかないという不安も、強く述べられた。

（２）社会医療法人近森会近森病院¹⁶

次に、病院関係者の声を取り上げよう。まず、高知市内における最大規模の民間総合病院である近森病院について紹介する。

近森病院は、終戦後すぐの 1946 年、近森外科として高知市大川筋に開設され、今年で 70 年を迎える歴史ある病院である。急性期医療を中心とし、地域に真に求められる医療の提供を目指した、地域医療連携に力を入れている。また、「5 ヶ年計画」と称する近森病院全面増改築工事を 2014 年 12 月に完成させ、338 床から 442 床へ増床させた。加えて、2015 年 8 月末には、新たに近森リハビリテーション病院も完成し、現在全国的に注目されている病院である。

TPP に関する影響について、まず、懸念されている公的保険については、「政府が日本の医療保険は守ると断言しているのだから、その言葉を信じるしかない」という考えで、TPP と公的皆保険とのつながりは希薄なのではないかという意見であった。しかし、一方で、ヨーロッパや米国の医療を挙げながら、混合診療の解禁については慎重意見であり、お金がある人となない人とで受けることのできる治療が変わってくる点を懸念していた。

もう 1 つ、特徴的な意見は、TPP によって医療機器が今よりも安く入手することができるのではないかとというメリットに注目している点である。最新医療機器の導入等、設備が充実している近森病院ならではの見解であるといえる。

なお、TPP について、病院独自で声明は出していないとのことであった。

¹⁵ ここでは、高知県医師会（2015 年 7 月 22 日）、高知県薬剤師会（2015 年 8 月 31 日）でのヒアリングに基づく。

¹⁶ ここでは、近森病院でのヒアリング結果に基づく（2015 年 12 月 9 日）。また、近森病院のウェブサイトも参照（<http://www.chikamori.com/page1340.html>, 2 月 6 日）。

（３）高知医療生協潮江診療所¹⁷

もう１つ、高知県内の医療機関の声として、潮江診療所の結果を紹介しよう。

潮江診療所は、高知市潮江地区に設立された診療所で、医療生協の傘下にある施設である。医療生協とは、協同組合活動の一環として住民が自主的に設立した組織で、地域の人々から出資された資金で設立・運営している。高知医療生協は、高知市に５施設あるが、同診療所は、外来・在宅診療などに加え、県内では無保険者に対する無料定額診療事業をいち早く実施する等、幅広く活動している病院である。

まず、TPP について質問すると、あまり詳しいことは掴めていない様子であったが、TPP の影響が国民皆保険制度に絡んでくるのではないかという懸念を挙げていた。実際の医療現場では、TPP よりも目の前の医療問題に必死に取り組んでいるという印象を受けた。

その一方で、現在の医療政策については、様々な問題が述べられた。第２章で日本の医療政策について紹介したように、最近では政府が医療費削減を進めており、そのしわ寄せが、病院のベッド数の削減や入院基本料の値上げ等、市民の負担増や心理的不安に直結していることが強く主張された。また、特に高知県の場合、「医師離れ」（医師が都市部に流出してしまうこと）が進んでおり、県内での医師不足が懸念材料として挙げられた。

地域住民のためにつくられた医療生協は、消費生活協同組合法という法律により守られており、その中の一つに、営利目的の禁止が定められている。故に、もし TPP を背景に営利目的で診療を行う病院が出てきたとしても、医療生協は非営利が原則であることから、地域住民が安心して治療を受けることができる。また、地域住民が主体の協同組合なので、診療所の運営のあり方も住民の話し合いによって決めることができる。その意味で、現在の医療をめぐる厳しい状況の中でも、潮江診療所は、より地域に根付いた医療を行っていくべきであると考えており、県全体での医師のケアや、市民ひとりひとりが医療に関して理解しようとする気持ちを促すような地域包括ケアを推進していこうという今後の意向を最後に語ってくれた。

（４）マクドナルドハウス高知¹⁸

最後に、重要な医療当事者である患者に近い存在として、マクドナルドハウス高知でのヒアリングも紹介しておこう。

マクドナルドハウスは、こどもの難病患者を持つ家族を対象に、病院の近くで長期滞在できることを目的とした施設である。米国で初めて創設され、米国では現在 181 の施設がある。日本では 10 施設があり、2005 年の 3 月に開設された。西日本で初めて、国内で 3 番目の施設である。高知医療センターが広域の医療を担う病院であり、遠くから利用する患者やその家族のために誘致してきた。医療施設ではないものの、医療に患者目線で携わることから、同施設の人にお話をうかがった。

TPP については、ここでも施設の方は、あまり把握していないと話され、詳しい事情はうかがえなかった。その一方で、医療に対する考え方はうかがうことができた。この施設は、全てボランティアで運営・維持されているという。米国ではボランティアがと

¹⁷ ここでは、潮江診療所でのヒアリング結果による（2015 年 10 月 21 日）。

¹⁸ ここでは、マクドナルドハウス高知でのヒアリング結果に基づく（2015 年 11 月 14 日）。

でも盛んで、患者のための施設も人の寄付でたくさんつくられているのに、日本は募金やボランティアをする人が少なく、あまりそういった施設も見受けられない。もっと日本人の心にボランティアの精神が根付いてくれたら、たとえどんな環境の中にも、自分たちの力でよりよい社会へ変えていけるのではというお話であった。その意味で、このヒアリングでは、医療の現場は、市場や営利だけでなく、そうした尺度では測れない協同やボランティア精神といった非市場的価値を見失ってはならないということを実感する機会となった。

おわりに

以上、TPP と医療への影響について検討してきた。最後に、全体をまとめておこう。

第1章では、TPP や TiSA といった自由貿易協定が医療に及ぼす影響について検討した。その結果、TPP は、医薬品の知的財産権の保護や、医療関係企業による医療行政の介入、公的保険制度の実質的空洞化、ISDS による主権の喪失、「ネガティブリスト方式」の採用と「ラチェット条項」による医療の自由化といった重大な問題をもたらすおそれがあることが浮かび上がってきた。同様に、TiSA についても、公共サービスの営利事業化と内国民待遇に基づく外資の進出・支配が懸念されている。このように、現在協議されている TPP と TiSA といった自由貿易協定は、医療の営利産業化をもたらす反面、日本の医療にとりかえしのつかない問題を引き起こす危険性が見えてきた。

このような中、第2章では、日本の医療政策の動向について着目した。そこで明らかにしたのは、日本の医療に対して米国からの圧力が強まっていることである。米国は、TPP と同じ論理で、透明性や手続きの公平性、不要な規制障壁の最小化等を要求してきたが、その狙いは、米国の医療企業が進出できる場の提供であり、そのための日本の医療市場の対外開放と公的医療制度の縮小である。そして、そうした意向に沿う形で、1990 年代以降、日本の医療制度では市場開放に向けた規制改革が進められ、特に現在の安倍政権では、医療の自由化・営利産業化を強力に推進しようとしている。こうした方向性を踏まえ、その行き着く先のモデルとして米国の医療事情についても言及し、TPP や TiSA、安倍医療制度改革が進んでいけば、米国のような医療格差が生じるのではないかということも指摘した。

では、実際の医療現場では、どのような受けとめ方をしているのだろうか。第3章では、まず全国の医療関係団体の意見分布を整理し、医療関連産業の賛成意見と医療従事者団体の反対意見とに真っ二つに分かれていることを指摘した。その上で、医療現場の声を把握するため、高知県内の医療関係者にヒアリングを行った。そこからは、医療関連団体での TPP に対する一定の関心・危惧がみられた反面、病院レベルでは TPP への関心は総じて薄く、大手病院における TPP へのメリット・デメリット双方の緩やかな指摘や、小規模な診療所における今の医療活動の指摘等、TPP よりも現実の医療課題が切実な課題であることが分かった。その意味で、実際の医療現場ですら、TPP と医療の関わりについての実態が知らされておらず、まだ漠然とした遠い存在であるといえよう。

しかし、すでに本論で紹介したように、TPP をきっかけとして、日本の医療制度に市場開放と営利産業化が訪れ、不採算部門からの撤退や医療の質の低下、医療格差が起きるかもしれない。こうなってしまうと、全ての人が安全で質の高い医療を平等に受けられるという医療の本来のあり方が失われてしまう恐れがある。その最大の被害者が、患者である

う。現在の TPP や医療政策に一番欠けているのは、こうした主権者である患者の目線に立った医療のあり方ではないだろうか。

患者として医療に接する私たちは、今の TPP 論議で置き去りにされることなく、医療に対する主体的意識を持ち、医療の仕組み・情勢を理解し、互いに協力しながら望ましい医療を訴えていくことが、ますます必要ではないだろうか。

編集後記と執筆分担

- ・**松井 流香(まえがき)** 政府の思い通りになりたくない。無知ほど怖いものはない。自分で政策について考え、自分の意見をもつ。大事。
- ・**館林 史佳(第Ⅰ部)** TPP と貿易について調査してみて、1つのことを深く探究することの大切さと楽しさを学びました。また、貿易統計の分析ということで、地道で難しい作業でしたが、一緒にがんばってくれた後輩と、いつも的確なアドバイスをくれた先生のおかげでやりきることができました。岩佐ゼミで調査することができてよかったです。ありがとうございました。
- ・**福田 安里(第Ⅰ部)** TPP の内容は難しい上にあまり知らないことなので、フィールドワークに行ったり、パソコンのエクセルを用いて今までやったことのないような統計調査を行ったりするのは大変でした。2度のゼミ合宿で他大学と研究発表を行うことで内容をより深めた考えを持ち調査を進めていくことができました。先輩方がいることで本当に心強かったし、いつも楽しいゼミになりました。今では達成感に満ち溢れ、私自身 TPP についてよく知ることができて本当に良かったと思います。
- ・**中浦 香奈恵(第Ⅰ部)** TPP について今回調査して、内容も難しく正直最初はわからないことだらけでしたが、頼りになる先輩たちのおかげで何とか完成することができました。調査などを通して新しいことを発見できたので、すごく勉強にもなりました。今年一年ありがとうございました。
- ・**鹿渡 健文(第Ⅰ部)** データの打ち込み、分析の作業で四六時中パソコンとにらめっこをしていたのも、こうやって形になったあとに振り返るといい思い出です。他のゼミと比べると岩佐ゼミはとてつもなく忙しいと良く言われますが、やっぱり参加できてよかったなと思います。
- ・**小野 大(第Ⅱ部第1章)** 今回私は TPP と農業について調査するという事で、農業班として活動しました。今回の調査で改めて TPP は危険なものだと感じました。しかしそれと同時に、高知県の農家の人たちは TPP からは逃げられないと覚悟して立ち向かおうとしている人が多くいることが分かり、私も励まされました。そして高知県にはとても面白い取り組みや工夫をしている農家さんたちがたくさんいるので、もっと日本中の人に知ってほしいと思いました。こんな素敵なお日本の農家さんたちがもし無くなってしまうかもしれないと考えると寂しくなりません。日本の美しい自然や伝統、農業を守っていくために自分にはなにができるかこれからも考え、誰か1人でも多くの人に問題意識を持ってほしいと思いました。
- ・**遠藤 綾乃(第Ⅱ部第2章)** 今回 TPP という大きなテーマの中で、私は農業の分野を中心にヒアリング調査等を行ってきました。TPP＝農業。という大きなイメージとしてあったけれど、実際のところ TPP は21分野にわたっており、農業だけでなく様々な私たちの日常に関連していることであるということに、改めて調査をするなかで考えさせられました。今回多くの農家さんや酪農関係者、行政など様々な立場の方々からヒアリングを通じて貴重なお話を聞くことができ、とても勉強になりました。
また今年度はゼミの人数が多く、3分野に分かれて調査・研究を行うことが出来ました。そのためそれぞれグループの意見や自分たちとは違った視点からの指摘を受けることができ、より充実した活動が今年度は出来たと思います。今回ヒアリング調査等にご協力いただいた関係各所の方々、岩佐和幸先生、ゼミのメンバーには本当に感謝しています。ありがとうございました。
- ・**上田 尚佳(第Ⅰ部第3章)** ニュース等で、TPP という言葉を聞いたことはありましたが、それが農業にどんな影響を及ぼすのだろうかと、正直考えたことはありませんでした。しかし、今回のゼミで TPP とはまず何なのか、導入されることによって日本へのメリット・デメリットはあるのかと、調べれば調べるほど、私たちの生活と密着していることが理解できました。また、ヒアリング調査では、高知県の農家の人々の声を生で聞くことにより、TPP を断固として拒絶するのではなく、TPP が導入された時にいかにしてその地域の固有性や農家の特徴を生かしていくことが大事であるかという事を聞く

ことができました。初めてのヒアリング調査は緊張しましたが、お話をしてくださった農家の方々はみなさん誇りと信念を持っていて、自分たちが普段、意識をせずに口にしている食べ物もこうして真心こめて作っている人がいるのだと実感しました。また、スーパー等で食料品を買う際に値段だけでなく、その商品の背景にいる生産者を考えて選ぶきっかけとなりました。

大学生になって今回が初めてのフィールドワークということで、私自身至らない部分も多々ありましたが、先生や先輩方、同学年のみんなの協力のおかげで良い経験が出来ました。この経験を次のフィールドワークにつなげていきたいです。本当にありがとうございました。

- ・**家入 真子(第Ⅲ部第1章)** 情報収集に手間取ったり、思い通りの調査結果が得られず、大変なときもありましたが、その過程で自分の知識の無さや文章力の低さなどを痛感しました。しかし、ゼミナールの活動はヒアリング調査やゼミ合宿で他大学と交流したり、非常に有意義な時間であったと思います。このゼミナール活動が終わっても、TPP は私たちの生活に影響を与えるものなので、今後も TPP をはじめとした社会情勢に目を向けていきたいです。

また、アボ取りやヒアリング調査、さらにこの報告書の執筆は、岩佐ゼミナールを支えてくださった方々がいらっしゃったからできたと思います。岩佐先生をはじめ、ゼミの仲間、調査に協力していただいた皆さん、本当にありがとうございました。来年は、今年の反省点を生かして更に一生懸命頑張ります。

- ・**池原 健(第Ⅲ部第2章)** 私が調査を行う中で強く感じたのは、医療分野にかかわる TPP のことはあまり知られていないということでした。私も調査を始めるまでは何も知りませんでしたが、知れば知るほど、それらは自分の生活に影響することだという事実が浮かび上がり、知らないところで大きな決め事が進んでいることに恐怖を抱きました。ヒアリング調査などに快く協力してくださった関係者の方々、ご指導いただいた岩佐先生、一緒に頑張ったゼミ生の皆さんのおかげで、そのことを学べました。本当にありがとうございました。

- ・**梶原 ももこ(第Ⅲ部第2章)** 調査を始める前までは、TPP が影響をもたらすのは主に貿易や農業の分野だけだと思っていたため、医療分野にこれほど大きな影響が及ぼされる恐れがあるということを知り驚いた。ヒアリング調査では様々な関係団体の方からお話を伺うことができ、この問題をより身近なものとして考えることができるようになった。今までは当たり前だと思っていた、国民皆保険制度に代表される日本の医療制度を守り抜き、貧富の格差が命の格差につながることを防ぐためには、自分には関係のない問題だとは思わず、危機感を持って考え続けていかなければいけないと思った。

- ・**小村 祐子(第Ⅲ部第1章・第3章)** ヒアリングや合同発表などで、とても忙しい時期もありましたが、無事に報告書を完成することができたのでよかったです。ハードでしたが、全てがよい経験で、私にとってとても有意義なものでした。先生や先輩にはたくさん助けて頂きました。有難うございました。

- ・**桑野 航気(第Ⅲ部おわりに)** 今回の一連の調査で、日本の医療が直面しようとしている問題について知ることができました。医療を平等に受けられることが当たり前だと考えていた私には衝撃的な内容が多々あり、アメリカ型の医療制度が取り入れられるかもしれない将来の日本の医療に危惧の念を抱きました。

しかし、医療生協の存在や住民自治といった、それらの不安を解消する打開策となり得るアイデアもあるし、一人一人が他人事とは思わずに、関心を持ち続けることもまた日本の医療制度を守る対策の一つだと思うので希望を持ちたいと思います。

最後に、ゼミナールのメンバーの皆さん、岩佐先生、ヒアリングに応じてくださった方々、本当にありがとうございました。

岩佐ゼミナール 既刊報告書一覧

- 2000 年度 岐路に立つ土佐マグロ漁業 ― グローバル化の荒波の中で ―
- 2001 年度 国境を越えるショウガと国内産地の選択 ― 高知県窪川町のショウガ農家を中心に ―
- 2002 年度 自然体験型観光とまちづくりへの課題 ― 「くじらのみえる町」大方町からの報告 ―
- 2003 年度 高知直販所物語 ― グローバからローカルへ 地産地消の取り組み ―
- 2004 年度 高知の農業の新たな主役 ― 外国人研修生と女性リーダーを中心に ―
- 2005 年度 外国人研修生と地場産業 ― 愛媛県今治市のタオル・縫製業を中心に ―
- 2006 年度 国際化する地域と外国人労働者 ― 広島県西部地域を中心に ―
- 2007 年度 国境を越える労働力と地域産業 ― 広島県江田島市のカキ養殖業と中国人研修生 ―
- 2008 年度 グローバル化する食/ローカル化する食 ― カツオー本釣りと高知オーガニックマーケットを事例に ―
- 2009 年度 「村の直売所」さんさん市の発展に向けて ― 日高村さんさん市活性化委員会最終報告書 ―
ジェンダー格差をこえて ― 高知の女性の労働実態 ―
- 2010 年度 ローカリティの表現体として喫茶店と龍馬ブーム
- 2011 年度 回転寿司のグローバル化と地域 ― 高知市内の寿司業界を中心に ―
- 2012 年度 ユズ産地・高知県における加工業の発展と農家
- 2013 年度 ブレンド産地からブランド産地へ ― 隠れた名品・土佐茶の再生を求めて ―
越裏門&寺川魅力発掘 2013 ― 越裏門・寺川プロジェクト 2013 年度成果報告集 ―
- 2014 年度 ファッションのファスト化と県内企業のサバイバル

TPP 神話をこえて――高知の視座からの分析――

2016 年 2 月 28 日 発行

編集・発行 高知大学人文学部国際社会コミュニケーション学科 岩佐和幸ゼミナール
〒780-8520 高知市曙町 2-5-1 高知大学人文学部 岩佐和幸研究室
Tel : 088-844-8244 (研究室直通)
Fax : 088-844-8425 (学科事務室)
e-mail : kiwasa@kochi-u.ac.jp
<http://souls.cc.kochi-u.ac.jp/?&rf=59>

印刷 株式会社リーブル

〒780-8040 高知市神田 2126-1

Tel : 088-837-1250

Beyond TPP Mythology

From A Perspective of Kochi Prefecture

2015

IWASA K. Seminar

Department of International Studies
Faculty of Humanities and Economics
Kochi University